

省 令

○厚生労働省令第六号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第九条の三の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十六日

厚生労働大臣 上野賢一郎

予防接種法施行規則の一部を改正する省令
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>第十七条 第三条第一項の規定に基づき、市町村長が作成した臨時の予防接種に関する記録（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた改正法第五条の規定による改正前の法附則第七条第一項の規定による予防接種に関するものに限る。）については、第三条第一項の規定にかかわらず、当該臨時の予防接種を行ったときから当該臨時の予防接種を受けた者が死亡した日の翌日から五年を経過する日又は当該臨時の予防接種を行った市町村長が改正法第六条の規定による改正後の法第二十三条第二項の規定に基づき当該臨時の予防接種の実施状況に関する情報の提供を行う日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。</p>	<p>附 則</p> <p>（新設）</p>

附 則
この省令は、令和八年二月一日から施行する。

法 規 的 告 示

○総務省告示第十六号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣 林 芳正

届出年月日 政党その他の政治団体の名称

五 東京都千代田区永田町二丁目九一六 十全ビル四〇 大津 彩香

○総務省告示第十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣 林 芳正

届出年月日 政党その他の政治団体の名称

東京都千代田区永田町二丁目九一六 十全ビル 大津 彩香

○総務省告示第十八号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における令和二年総務省告示第三百八十六号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣 林 芳正

異動の届出 異動の届出政党その他の政治団体の名称

異動事項 新 旧 両院議員総会

令和七年九月 国民民主党

候補者となるべき者の選定をを行う機関の名称 総務会

候補者となるべき者の選定

候補者となるべき者の選定 選挙対策委員長の発議にもとづき両院議員総会で決定

候補者となるべき者の選定 選挙対策委員長の発議にもとづき両院議員総会で決定

○総務省告示第十九号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和二年総務省告示第三百八十七号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日
異動の届出 異動の届出政党その他の政治団体の名称
衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称
総務大臣 林 芳正
衆議院議員総会
衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称
総務大臣 林 芳正

○総務省告示第二十号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日
候補者となるべき者の選定の手続
選挙対策委員長の発議にもとづき両院議員総会で決定
衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

○総務省告示第二十一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日
衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称
選挙対策本部
衆議院議員総会
衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称
選挙対策本部
衆議院議員総会
衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称
選挙対策本部
衆議院議員総会

○総務省告示第二十二号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成七年自治省告示第六号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日
異動の届出 異動の届出政党その他の政治団体の名称
代表者の氏名
高市 早苗
石破 茂
総務大臣 林 芳正

○総務省告示第二十三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成七年自治省告示第七号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日
異動の届出 異動の届出政党その他の政治団体の名称
代表者の氏名
高市 早苗
石破 茂
総務大臣 林 芳正

○総務省告示第二十四号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における令和八年総務省告示第二十号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日
異動の届出 異動の届出政党その他の政治団体の名称
代表者の氏名
高市 早苗
石破 茂
総務大臣 林 芳正

○総務省告示第二十五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和八年総務省告示第二十一号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日
異動の届出 異動の届出政党その他の政治団体の名称
代表者の氏名
高市 早苗
石破 茂
総務大臣 林 芳正

○総務省告示第二十六号
 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。
 令和八年一月二十六日
 総務大臣 林 芳正

届出年月日 政党その他の政治団体の名称
 本部の所在地
 代表者の氏名
 候補者となるべき者の選定を行う機関の名称
 当該機関の構成員の選定の手続
 令和八年一月 中道改革連合 山井 和則
 東京都千代田区永田町一―一
 山井 和則
 衆議院議員総会
 両院議員総会による承認及び選出
 選挙対策委員長が発議し、常任幹事会が決定

○総務省告示第二十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。
 令和八年一月二十六日
 総務大臣 林 芳正

届出年月日 政党その他の政治団体の名称
 本部の所在地
 代表者の氏名
 衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称
 当該機関の構成員の選定の手続
 令和八年一月 中道改革連合 山井 和則
 東京都千代田区永田町一―一
 山井 和則
 衆議院議員総会
 両院議員総会による承認及び選出
 選挙対策委員長が発議し、常任幹事会が決定

○中央選挙管理会告示第二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第八項の規定に基づき同法第八十六条の二第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の六第八項の規定に基づき、告示する。
 令和八年一月二十六日
 中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

届出年月日 政党その他の政治団体の名称
 略称
 本部の所在地
 代表者の氏名
 令和七年八月一日 みんなでつく みんなつく
 東京都千代田区永田町二丁目九一六 十 大津 彩香
 全ビル四〇五

○中央選挙管理会告示第三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。
 令和八年一月二十六日
 中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

届出年月日 政党その他の政治団体の名称
 略称
 本部の所在地
 代表者の氏名
 令和七年八月一日 チームみらい みらい
 東京都港区南麻布二丁目八番二一〇三 U G M I N A M I A Z A B U 三〇三 安野 貴博

○中央選挙管理会告示第四号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和七年中央選挙管理会告示第三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件）の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
 令和八年一月二十六日
 中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

異動の届出 異動の届出政党その他の政治団体の名称
 代表者の氏名
 令和七年十月 自由民主党 高市 早苗
 石破 茂

○中央選挙管理会告示第五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和八年中央選挙管理会告示第三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件）の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
 令和八年一月二十六日
 中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

異動の届出 異動の届出政党その他の政治団体の名称
 本部の所在地
 代表者の氏名
 令和七年十月 チームみらい
 東京都港区赤坂二丁目二番五号
 目八番二一〇三 U G M I N A M I A Z A B U 三〇三

○中央選挙管理会告示第六号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。
 令和八年一月二十六日
 中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

届出年月日 政党その他の政治団体の名称
 略称
 本部の所在地
 代表者の氏名
 令和八年一月十六日 中道改革連合 中道
 東京都千代田区永田町一―一―一 山井 和則

○厚生労働省告示第十二号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十九条第二項の規定に基づき、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度及び令和九年度における基礎財政安定化基金拠出率を次のように定め、令和八年四月一日から適用し、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和六年度及び令和七年度における財政安定化基金拠出率（令和六年厚生労働省告示第二十七号）は、同年三月三十一日限り廃止する。
 令和八年一月二十六日
 厚生労働大臣 上野賢一郎

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度及び令和九年度における基礎財政安定化基金拠出率は、十分の三十八とする。

○厚生労働省告示第十三号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三十二号）第十九条第三項の規定に基づき、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。
令和八年一月二十六日
厚生労働大臣 上野賢一郎

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率
金拠出率
前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率は、十万分の四とする。

その他告示

○宮内庁告示第二号

令和八年二月二十三日、皇居において、天皇誕生日一般参賀を次のとおり行う。
令和八年一月二十六日
宮内庁長官 黒田武一郎
一 参賀者は、午前九時三十分から同十一時二十分までは、正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。また、午後零時三十分から同三時三十分までは、坂下門から参入し、宮内庁庁舎前の特設記帳所において、記帳の上、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。
二 参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○中央選挙管理会告示第七号

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。
衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（令和六年中央選挙管理会告示第二十四号）の全部を次のように改正する。
令和八年一月二十六日
中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる。基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第八項の規定に基づき、衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる。基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次の表の上欄に掲げる衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ同表に定める基幹放送事業者及び回数とする。

北関東選挙区		東京都選挙区	
衆議院名簿登載者の数	基幹放送事業者の名称	回数	基幹放送事業者の名称
一人から九人まで	株式会社テレビ東京	一	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
十人から十八人まで	株式会社テレビ東京	二	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 株式会社テレビ朝日
			回数
			一回

十九人から二十七人まで	株式会社テレビ東京	三	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
二十八人以上	株式会社テレビ東京	四	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 株式会社テレビ朝日
			一回

○法務省告示第五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。
この告示は、告示の日から効力を生ずる。
令和八年一月二十六日
法務大臣 平口 洋
東京法務局所属
杉山 正明

○法務省告示第六号

公証人法第八条の規定により公証人の職務を行わせる件（昭和三十三年法務省告示第三百二十八号）の一部を次のように改正し、令和八年二月一日から施行する。
令和八年一月二十六日
法務大臣 平口 洋
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
〔略〕	〔同上〕
〔略〕	長野地方法務局飯山支局 長野地方法務局大町支局 新潟地方法務局佐渡支局 〔同上〕

○法務省告示第七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定に基づき、公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件（令和六年三月十一日法務省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。
令和八年一月二十六日
法務大臣 平口 洋
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
〔略〕	〔同上〕
〔略〕	長野地方法務局木曾支局 長野地方法務局大町支局 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。
附則 この告示は、令和八年二月一日から効力を生ずる。

○厚生労働省告示第十四号
 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八條第一項に規定する指定納付受託者であつて、同法第五條第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定したので、同法第八條第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

名称	株式会社NT Tデー夕	事務所の所在地	東京都江東区豊洲三丁目三番三
納付を委託することのできる歳入等の種類	厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法等（令和六年厚生労働省令第六百六号）別表の四に掲げる歳入等に	指定をした日	令和八年一月二十六日
納付事務の開始の日			令和八年一月二十六日

○農林水産省告示第五十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 広島県山県郡安芸太田町大字松原字松原七〇、九九の一、四九八の一、五〇三の一、五〇九の一、五一〇、五一四、五八一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六十号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 広島県府中市木野山町字角目北平小原奥一〇〇七の一から一〇〇七の三まで、字横谷山松林寺奥一〇六六一、一〇六六三、一〇六七〇

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 広島県府中市木野山町字市場山シヨウジガ段原一〇〇七六一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 高知県安芸市井ノ口字森乙三七七六の一、乙三七七七の五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字森乙三七七六の一・乙三七七七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 高知県土佐清水市浦尻字ツル井山四二一の八、字穴ヶ谷山四二二の三、四二二の四、四二二の一〇、四二二の一、四二二の二、四二二の二四、四二二の二九

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 高知県高岡郡四万十町影野字藪ヶ谷山七一一の一、七一二、七一一、七一一の二、七一一の七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字藪ヶ谷山七一一の一・七一二・七一一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年一月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 高知県幡多郡三原村下切字長田平山八六九の七（次の図に示す部分に限る。）、八六九の一
 二 指定の目的 水源の涵養
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年一月二十六日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

○農林水産省告示第六十七号
 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第六條第一項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六條第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
 令和八年一月二十六日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	一〇百八十六（略） 百八十七 種子島森林組合 鹿児島県西之表市西之表八千九百十三番地三 平成十七年七月
改正前	一〇百八十六（略） 百八十七 種子島森林組合 鹿児島県西之表市西之表六千八百六十一番地四 平成十七年七月

一 保安林の所在場所 高知県土佐市家後字音丸二二八三の二、二二八三のイ、二二八四、二二八五、二二八七の二、二二八七のイ、二二八八、二二八九の一、二二八九の二、二二九〇、字原二二九一のイ
 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字音丸二二八三のイ・二二八七の二・二二九〇・字原二二九一のイ（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第二百十六号
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七條第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年一月二十六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。
 令和八年一月二十六日
 国土交通大臣 金子 恭之

百八十八〇二百二十七（略） 二百二十八 蒲郡漁業協同組合 愛知県蒲郡市形原町港町百五十六番地 平成十八年四月	百八十八〇二百二十七（略） 二百二十八 蒲郡漁業協同組合 愛知県蒲郡市西浦町前浜六番地 平成十八年四月
二百二十九〇三百五十九（略） 三百六十 都賀町土地改良区 栃木県栃木市都賀町原宿五百三十七番地一 平成二十一年一月	二百二十九〇三百五十九（略） 三百六十 都賀町土地改良区 栃木県下都賀郡都賀町大字家中五千九百七十六番地一 平成二十一年一月
三百六十一〇四百七十九（略） 四百八十 由利本荘市土地改良区 秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下二一五百三十五 平成二十七年四月	三百六十一〇四百七十九（略） 四百八十 由利本荘市土地改良区 秋田県由利本荘市上大野十六番地 平成二十七年四月
四百八十一〇五百（略） 五百一 一般社団法人群馬県農業会議 群馬県前橋市亀里町千三百十番地 平成二十八年四月	四百八十一〇五百（略） 五百一 一般社団法人群馬県農業会議 群馬県前橋市大渡町一丁目十番七号 平成二十八年四月
五百二〇五百二十七（略） 五百二十八 一般社団法人岡山県農業会議 岡山県岡山市中区平井七丁目九番二十三号 平成二十八年四月	五百二〇五百二十七（略） 五百二十八 一般社団法人岡山県農業会議 岡山県岡山市北区磨屋町九番十八号 平成二十八年四月
五百二十九〇六百八十九（略） 六百八十九の二 株式会社J.A.ふるさと福祉会 秋田県横手市平鹿町醍醐字道中後二十八番地一 令和六年四月	五百二十九〇六百八十九（略） 六百八十九の二 株式会社J.A.ふるさと福祉会 秋田県横手市平鹿町醍醐字道中後二十八番地一 令和六年四月
六百九〇七〇七（略） 七百八 宇城市土地改良区 熊本県宇城市不知火町高良二千二百七十三番地一 令和七年八月	六百九〇七〇七（略） 七百八 宇城市土地改良区 熊本県宇城市不知火町高良二千二百七十三番地一 令和七年八月

道路の区域	線 名 東北横断自動車道釜石秋田線	変更前	敷地の幅員	延 長
区 間	横手市山内土洩字石名坂四六番から同市山内土洩字皿木上段六六番まで	後	最大 最小 最大 最小	(メートル) 三九 三九 三九 三四
		前	最大 最小 最大 最小	(メートル) 三九 三九 三九 三四

○国土交通省告示第二百十七号
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年一月二十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。
 国土交通大臣 金子 恭之

令和八年一月二十六日
 路線名 関越自動車道新潟線
 道路の区域

区	変更前	後	延	長
坂戸市大字中里字大畑九七番一から同市大字中里字大畑九一 番一地区まで	前 最大 最小	後 最大 最小	（メートル） （メートル）	一〇〇

○国土交通省告示第二百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第六回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。
 国土交通大臣 金子 恭之

令和八年一月二十六日

一 施行者の名称 独立行政法人都市再生機構

二 事業施行期間 平成二十五年一月二十四日から令和十二年三月三十一日まで

三 施行地区 東京都昭島市福島町、築地町、中神町及び立川市泉町の各一部

四 土地区画整理事業の名称 昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業

五 事務所所在地 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

六 施行規程及び事業計画の認可の年月日 平成二十五年一月二十四日

七 事業計画の変更（第六回）の認可の年月日 令和八年一月二十六日

○防衛省告示第十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
 令和八年一月二十六日
 防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域 硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

- (イ) 北緯二八度一五分一五秒
東経一四六度二九分四七秒
- (ロ) 北緯二五度二五分一六秒
東経一四七度三七分四七秒
- (ハ) 北緯二五度〇〇分一六秒
東経一四五度三五分四八秒
- (ニ) 北緯二七度五五分一五秒
東経一四四度五七分四八秒

国土交通大臣 金子 恭之

敷地の幅員 延 長

（メートル）	（メートル）
最大 五一	最大 五一
最小 三五	最小 三五
最大 三五	最大 三五
最小 一〇〇	最小 一〇〇

国土交通大臣 金子 恭之

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

測地系の数値である。

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十六日

防衛大臣 小泉進次郎

○防衛省告示第十八号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。
 令和八年一月二十六日
 防衛大臣 小泉進次郎

期間 令和八年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで

区域 日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(イ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

- (イ) 北緯三二度〇九分一三秒
東経一三二度五九分五二秒
- (ロ) 北緯三二度〇九分一三秒
東経一三二度五九分五二秒
- (ハ) 北緯三二度〇九分一三秒
東経一三二度五九分五二秒
- (ニ) 北緯三二度〇九分一三秒
東経一三二度五九分五二秒
- (ホ) 北緯三二度〇九分一三秒
東経一三二度五九分五二秒
- (ヘ) 北緯三二度〇九分一三秒
東経一三二度五九分五二秒
- (ニ) 北緯三二度〇九分一三秒
東経一三二度五九分五二秒
- (イ) 北緯三二度〇九分一三秒
東経一三二度五九分五二秒
- (ロ) 北緯三二度〇九分一三秒
東経一三二度五九分五二秒
- (ハ) 北緯三二度〇九分一三秒
東経一三二度五九分五二秒

日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(イ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

北緯三二度〇九分一三秒
東経一三二度五九分五二秒

○防衛省告示第二十一号
海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月二十六日

防衛大臣 小泉進次郎
期間 令和八年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。
区域 沖縄島北方海面の次の(ア)から(オ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(イ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

- (ア) 北緯二七度〇五分二六秒 東経一二六度四二分五九秒
- (イ) 北緯二七度〇四分四五秒 東経一二六度三九分〇五秒
- (ウ) 北緯二七度三〇分一四秒 東経一二五度五六分五三秒
- (エ) 北緯二八度一七分一四秒 東経一二七度〇七分五三秒
- (オ) 北緯二七度三二分〇二秒 東経一二七度二五分三五秒

実施機 航空機
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十二号
海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月二十六日

防衛大臣 小泉進次郎
期間 令和八年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

区域 沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

- (ア) 北緯二五度一四分一五秒 東経一二七度三四分五三秒
- (イ) 北緯二四度一六分四五秒 東経一二七度三四分五三秒
- (ウ) 北緯二四度一六分四五秒 東経一二八度三九分五三秒
- (エ) 北緯二五度〇四分四五秒 東経一二八度三九分五三秒
- (オ) 北緯二五度一四分一五秒 東経一二八度二九分五三秒

実施機 航空機
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年一月二十六日

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二年建設省告示第六十七号秋多都市計画河川事業第一号平井川
- 三 事業施行期間 自平成二年五月十日至今和八年三月三十一日
- 四 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第四号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年一月二十六日

一 施行者の名称 東京都
二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十一年関東地方整備局告示第二百二十五号八王子都市計画河川事業第三号谷地川
三 事業施行期間 自平成二十一年四月二十日至今和十五年三月三十一日
四 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○中部地方整備局告示第七号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年一月二十六日

- 一 施行者の名称 愛知県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十八年中部地方整備局告示第二百二十三号知多都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道武豊線
- 三 事業施行期間 自平成二十八年十一月二十九日至今和十三年三月三十一日
- 四 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○中部地方整備局告示第八号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年一月二十六日

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十八年中部地方整備局告示第二百二十三号知多都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道武豊線
- 三 事業施行期間 自平成二十八年十一月二十九日至今和十三年三月三十一日
- 四 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○中部地方整備局告示第九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年一月二十六日

参議院

議事日程
一月二十三日の議事日程は次のとおり。
議事日程 第一号
令和八年一月二十三日（金曜日）
午前十時開議
第一 議席の指定

報告書受領
一月二十二日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七條第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和七年度第三回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

人事異動

内閣
特命全權大使 大矢 洋一
同 鈴木 哲 同 小野村拓志
願に依り本官を免ずる（各通）（一月二十日）
○財務大臣臨時代理解職
財務大臣 上野賢一郎
同 鈴木 哲 同 小野村拓志

同 鈴木 哲 同 小野村拓志
願に依り本官を免ずる（各通）（一月二十日）
○財務大臣臨時代理解職
財務大臣 上野賢一郎
同 鈴木 哲 同 小野村拓志
財務大臣片山さつき帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う國務大臣としての指定を解く
同 上野賢一郎
内閣府特命担当大臣片山さつき帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上一月二十一日）
國務大臣 林 芳正
デジタル大臣松本尚帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる 林 芳正
同 林 芳正
内閣府特命担当大臣松本尚帰朝につき内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）事務代理を免ずる（以上一月二十二日）

国会事項

衆議院

報告書受領
一月二十二日国と地方の協議の場議長木原稔から次の報告書を受領した。
国と地方の協議の場に関する法律第七條第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和七年度第三回）における協議の概要に関する報告書
議事日程
一月二十三日の議事日程は次のとおり。
議事日程 第一号
令和八年一月二十三日（金曜日）
午後一時開議
第一 議席の指定

皇室事項

信任状捧呈式
一月二十一日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ウクライナ特命全權大使ユーリ・ルトヴィノフの信任状捧呈式が行われた。
一月二十一日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在大韓民国特命全權大使李赫（リ・ヒョク）の信任状捧呈式が行われた。

官 庁 報 告

官 庁 事 項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十六日 九州地方整備局長 垣下 楨裕

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線の名称 十号

(三) 占用を制限する区域

区 域 備 考

白 井 市 野 津 町 大 字 清 水 原 字 前 田 一 〇 〇 九 番 二 一 号 以 来 同 市 野 津 町 大 字 泊 字 前 津 留

三 六 九 番 二 三 号 以 来

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和八年一月二十七日

(七) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、下記1の関係労働者及び関係事業主を代表する者の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格のある労働者の団体及び事業主の団体は、下記2によりそれぞれ関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和8年1月26日

厚生労働大臣 上野賢一郎

記1

該当労働局名	関係労働者・事業主の別	氏名
宮城労働局	関係労働者を代表する者	杉山 剛

福島労働局	関係労働者を代表する者	五十嵐天元
愛知労働局	関係事業主を代表する者	関 隆史
広島労働局	関係事業主を代表する者	西本 尚士

記2

1 推薦資格

雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、該当労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 推薦手続

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3 推薦締切日

令和8年2月6日

4 推薦書及び添付書類の提出場所

該当労働局職業安定部雇用保険主管課

別紙様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係（労働者・事業主）を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注意事項）

1 所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合はその全部を列挙する。）を記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者が所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労務通告書記第6号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件及びこれを許可する。

令和八年一月十六日

労務大臣 平口 洋

住所 京都市南区

姜有希 平成11年1月12日生

住所 東京都大田区

シェリニ・ソマイエ 昭和59年1月28日生

住所 東京都足立区

ゴゲバカン・ウツム・グルスム 平成8年12月14日生

住所 茨城県筑西市

ファン・タン・ディエン 昭和57年2月14日生

住所 東京都杉並区

チャン・ゲン・ニャー・ウィン 平成2年11月25日生

住所 千葉県船橋市

グエン・ティ・チュオン・ウエン 平成2年4月5日生

住所 茨城県龍ケ崎市

グエン・クアン・トアン 昭和59年4月5日生

グエン・ニャット・ナム・アイン 平成24年9月28日生

グエン・ニャット・チー・アイン 平成30年7月24日生

住所 横浜市金沢区

ファム・トゥアン・ダット 昭和59年3月11日生

ファム・キョウコ 平成28年5月1日生

ファム・ミレイ 令和2年1月5日生

住所 埼玉県所沢市

ゲン・ティ・タオ・ウィン 平成6年2月16日生

住所 北九州市小倉北区

王玉卓 昭和61年10月1日生

王宏林 令和4年8月5日生

王溟霖 令和6年12月9日生

住所 東京都国分寺市

イズミ・トーレス・セキグチ 平成17年2月2日生

住所 千葉県柏市

盧國軒 平成7年1月7日生

住所 岐阜県岐阜市

郭富士子 昭和37年9月30日生

住所 東京都荒川区

王絵娜 平成17年6月8日生

住所 東京都品川区

鄭在娟 平成8年5月27日生

住所 長野市

ムハマド・アドナン 平成6年5月27日生

住所 東京都日野市

ウベット・ウル・レマン・シディッキ 平成16年4月5日生

住所 東京都港区

王双君 昭和58年4月10日生

住所 東京都三鷹市

タン・レイ・ホン 昭和28年12月3日生

住所 福岡市南区

デベンドラ・シン・タマン 平成2年11月28日生

住所 相模原市中央区

モハーメッド・サルージ・リマズ・アハーメッド 平成7年8月28日生

住所 東京都武蔵野市

レザイ・ムハンマド・アリフ 平成5年12月16日生

住所 東京都港区

郭明洋 昭和47年4月19日生

修彦 昭和57年10月16日生

郭心瞳 平成19年4月23日生

住所 大阪市東淀川区
余沢波 平成13年9月19日生

住所 福岡市東区
姜益俊 昭和48年1月21日生

住所 沖縄県那覇市
劉莉 平成12年6月21日生

住所 大阪市都島区
左飛鳴 平成元年9月1日生
趙行之 令和3年8月9日生

住所 相模原市南区
朴貞子 昭和47年4月7日生

住所 愛知県碧南市
デニス・タカシ・ナカシマ 平成3年7月2日生

住所 東京都渋谷区
河沙耶 平成11年10月31日生

住所 東京都江戸川区
シャイレンドラ・シャシカント・シンデ 昭和50年11月20日生
サバニ・シャイレンドラ・シンデ 昭和56年8月20日生
イシタ・シャイレンドラ・シンデ 平成22年4月12日生
アアニンディイタ・シャイレンドラ・シンデ 平成28年1月29日生

住所 東京都千代田区
田智秀 昭和52年2月10日生

住所 神奈川県横須賀市
ブットホン・ケオマニ 平成12年5月12日生

住所 千葉県松戸市
劉妮 昭和56年8月8日生

住所 千葉県船橋市
モラレス・クリスチャン・ノエル・ピネダ 平成14年12月25日生
シイナ・リン・ピネダ・モラレス 平成16年9月30日生

住所 千葉県浦安市
曾小紅 昭和47年1月15日生
ハリー・ウ 平成19年9月12日生

住所 愛知県豊田市
アロイジオ・ニコ・アルノード・ネト 昭和63年10月13日生

住所 名古屋市中区
レグミ・クリシマ 平成18年5月11日生

住所 愛知県岡崎市
季丹 昭和43年6月9日生

住所 愛知県小牧市
李歆慶 昭和56年11月7日生

住所 東京都板橋区
金俊昊 昭和45年9月14日生
金美佑 平成28年3月3日生

住所 東京都大田区
金麻梨 昭和50年5月2日生

住所 東京都大田区
王碩 昭和45年6月1日生

住所 東京都世田谷区
ミヤ・ソウ 昭和43年12月19日生
アイ・アイ・ライン・ミャン 昭和44年11月26日生
ミヤ・ハルト 令和元年8月16日生

住所 千葉県市川市
金成浩 昭和55年5月10日生

住所 大阪府吹田市
キン・トゥー・ハン 平成3年8月19日生

住所 東京都荒川区
アフリーン・アズハリ 昭和49年12月11日生

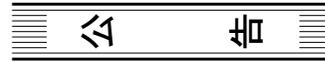
住所 東京都江戸川区
蘭絵英 昭和53年2月24日生
劉明奈 平成17年2月2日生

住所 東京都足立区
オッカー・ビョー 昭和63年5月22日生

住所 千葉県市川市
ルエラ・フランセス・サン・アグスティン 平成12年6月4日生

住所 東京都町田市
金花奈 平成13年10月18日生

住所 千葉県浦安市
徐文燕 昭和43年3月19日生



総 務 課

公 示 送 達

審査請求人 石田 博継
上記の者に送達すべき、令和3年6月14日付け厚生労働省発医政0614第2号による不開示決定に係る令和3年8月3日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎第5号館厚生労働省医政局医事課内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書及び第3項の規定により公示する。
令和8年1月26日

厚生労働大臣 上野賢一郎

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第7033号

福岡県飯塚市佐與723番地
申立人 本松由香里
本籍福岡県飯塚市佐與723番地、最後の住所福岡県飯塚市佐與723番地、死亡の場所福岡県飯塚市、死亡年月日令和7年5月12日、出生の場所福岡県飯塚市、出生年月日平成2年12月12日、職業自営業
被相続人 亡 本松 幸太
福岡市東区香椎5丁目11番14号
相続財産清算人 増井 敦章
催告期間満了日 令和8年7月31日
福岡家庭裁判所飯塚支部

令和7年（家）第146号

熊本県天草市牛深町3460番地90
申立人 中元 秀一

本籍熊本県天草市魚貫町4104番地、最後の住所熊本県天草市魚貫町2129番地50、死亡の場所熊本県天草市、死亡年月日令和7年9月22日、出生の場所熊本県天草郡魚貫村、出生年月日昭和19年10月4日、職業無職
被相続人 亡 増野 廣祐
熊本県天草市今釜新町3537司法書士森裕樹事務所
相続財産清算人 森 裕樹
催告期間満了日 令和8年7月31日
熊本家庭裁判所牛深出張所

令和7年（家）第80017号

東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユウ・フロンティア債権回収(株)
本籍佐賀県唐津市鎮西町名護屋4658番地、最後の住所佐賀県唐津市鎮西町名護屋4658番地2、死亡の場所佐賀県唐津市、死亡年月日令和5年1月10日頃、出生の場所佐賀県東松浦郡呼子町、出生年月日昭和29年2月10日、職業不明
被相続人 亡 樋口眞智子
佐賀県唐津市栄町2569—16L E Xビル2 F 河野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 染谷 悦之
催告期間満了日 令和8年7月24日
佐賀家庭裁判所唐津支部

令和7年（家）第197号

大分県佐伯市大字護江793—17
申立人 石川 賢市
本籍大分県佐伯市大字護江625番地2、最後の住所大分県佐伯市大字護江625番地2、死亡の場所大分県佐伯市、死亡年月日令和7年7月29日、出生の場所大分県佐伯市、出生年月日昭和29年3月16日、職業無職
被相続人 亡 清田 安則
大分県豊後大野市三重町市場1281番地2
相続財産清算人 司法書士 宗岡 明成
催告期間満了日 令和8年8月10日
大分家庭裁判所佐伯支部

令和7年(家)第145号

鹿児島県阿久根市赤瀬川512番地2
申立人 福永 典明
本籍鹿児島県阿久根市大川5085番地4、最後の住所鹿児島県阿久根市大川5085番地、死亡の場所鹿児島県阿久根市、死亡年月日令和7年5月12日、出生の場所鹿児島県阿久根市、出生年月日昭和36年1月2日、職業サービス業
被相続人 亡 田中 正二
事務所鹿児島県出水市昭和町3-24出水法律事務所
相続財産清算人 弁護士 米田 吾吾
催告期間満了日 令和8年8月7日
鹿児島家庭裁判所川内支部

令和7年(家)第40422号

札幌市西区発寒10条2丁目9番5-407号
申立人 安田まり子
本籍北海道札幌市西区発寒14条2丁目4番、最後の住所北海道恵庭市泉町108番地2ルフェリアス泉町302号、死亡の場所北海道恵庭市、死亡年月日令和4年2月15日、出生の場所北海道岩見沢市、出生年月日昭和53年5月22日、職業無職
被相続人 亡 谷村 祐也
事務所札幌市中央区北4条西2丁目1-1カメイ札幌駅前ビル7階 弁護士法人札幌パシフィック法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐々木光嗣
催告期間満了日 令和8年8月21日
札幌家庭裁判所

令和7年(家)第30300号

千葉県浦安市舞浜3-31-17
申立人 小泉 恵子
本籍栃木県宇都宮市江野町6番地9、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市西道野辺10番25-201号、死亡の場所千葉県鎌ヶ谷市、死亡年月日令和7年8月1日、出生の場所東京都立川市、出生年月日昭和23年2月22日、職業不明
被相続人 亡 廣川 慎一
事務所千葉県松戸市松戸1834-15キュービック松戸ビル4階B なべくら総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金谷 紀雄
催告期間満了日 令和8年8月25日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第591号

千葉県鴨川市横渚1524番地6
申立人 小林 裕明

本籍千葉県安房郡鋸南町小保田1588番地、最後の住所千葉県安房郡鋸南町保田854番地1特別養護老人ホーム鋸南苑、死亡の場所千葉県安房郡鋸南町、死亡年月日令和6年10月25日、出生の場所千葉県安房郡大山村、出生年月日昭和3年11月17日、職業無職
被相続人 亡 中山 こう
千葉県鴨川市横渚1524番地6 小林裕明司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 小林 裕明
催告期間満了日 令和8年8月25日
千葉家庭裁判所館山支部

令和7年(家)第701号

茨城県日立市神峰町3丁目1番17号
申立人 藤橋 恒夫
本籍茨城県日立市神峰町3丁目14番地、最後の住所茨城県日立市若葉町3丁目11番1号、死亡の場所茨城県日立市、死亡年月日令和6年12月25日、出生の場所茨城県日立市、出生年月日昭和24年1月2日、職業会社役員
被相続人 亡 藤橋 秀年
茨城県日立市助川町1-13-15Apple Court C102佐久間総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐久間友則
催告期間満了日 令和8年7月24日
水戸家庭裁判所日立支部

令和7年(家)第20148号

群馬県太田市西長岡町729番地1
申立人 酒井 晃洋
本籍群馬県前橋市富士見町横室626番地、最後の住所群馬県渋川市北橘町下箱田600番地1、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年月日令和6年12月1日、出生の場所群馬県勢多郡敷島村、出生年月日昭和7年6月20日、職業無職
被相続人 亡 阿佐美雪子
事務所群馬県高崎市昭和町224番地1 アーツビル2階 ぐんま法律事務所
相続財産清算人 岡村 香里
催告期間満了日 令和8年8月12日
前橋家庭裁判所

令和7年(家)第20120号

群馬県渋川市北橘町分郷八崎193番地1
申立人 大矢 和則
本籍群馬県高崎市乗附町2650番地、最後の住所群馬県高崎市乗附町2650番地大平台学園、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和7年10月18日、出生の場所不明、出生年月日昭和16年1月28日、職業無職
被相続人 亡 長谷川清三

群馬県高崎市片岡町3-1-20 プレステージ201 いいづか法律事務所
相続財産清算人 木村 就一
催告期間満了日 令和8年8月10日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第80418号

埼玉県蕨市中央5丁目14番15号
申立人 蕨市長 頼高 英雄
本籍埼玉県蕨市南町3丁目2番、最後の住所埼玉県蕨市南町3丁目2番17号、死亡の場所埼玉県蕨市、死亡年月日令和7年1月以下不詳、出生の場所埼玉県川口市、出生年月日昭和51年9月11日、職業不明
被相続人 亡 前島 紗和
事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-372市野屋ビル4階弁護士法人阿部・橋原法律事務所大宮西口本部
相続財産清算人 弁護士 永田 都嘉
催告期間満了日 令和8年8月6日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第3306号

神奈川県伊勢原市田中348番地
申立人 伊勢原市
本籍神奈川県伊勢原市東大竹723番地、最後の住所神奈川県伊勢原市東大竹2丁目2番地の6 アトールみやこ301号、死亡の場所神奈川県伊勢原市、死亡年月日令和6年7月14日、出生の場所沖縄県平良市、出生年月日昭和17年8月20日、職業無職
被相続人 亡 高江洲良誠
事務所神奈川県厚木市中町2丁目8番13号TPR厚木ビル6階 弁護士法人常磐法律事務所本厚木支店
相続財産清算人 弁護士 佐藤 和也
催告期間満了日 令和8年8月17日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第3052号

東京都豊島区巢鴨2丁目11番4号
申立人 想いコーポレーション株式会社
本籍新潟県村上市笹川284番地、最後の住所新潟県村上市笹川254番地、死亡の場所新潟県村上市、死亡年月日令和7年4月3日、出生の場所新潟県岩船郡山北町、出生年月日昭和22年11月12日、職業不明
被相続人 亡 本間 護
新潟県中央区寄居町332番地18 新潟シティビル3階
相続財産清算人 弁護士法人新潟シティ法律事務所
催告期間満了日 令和8年8月31日
新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年(家)第3056号

新潟県村上市小町2番15号
申立人 村上信用金庫
本籍新潟県村上市庄内町1095番地、最後の住所新潟県村上市庄内町1番22号、死亡の場所新潟県村上市、死亡年月日令和6年5月15日、出生の場所新潟県村上市、出生年月日昭和13年5月13日、職業自営業
被相続人 亡 中村太美男
新潟県胎内市表町6番17-6号 2階 石戸裕法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石戸 裕
催告期間満了日 令和8年8月31日
新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年(家)第7585号

愛知県春日井市六軒屋町6丁目78番地
申立人 穴見 尚子
本籍愛知県春日井市六軒屋町6丁目78番地、最後の住所愛知県春日井市六軒屋町6丁目78番地、死亡の場所愛知県豊明市、死亡年月日令和6年11月14日、出生の場所熊本県阿蘇郡小国町、出生年月日昭和15年9月10日、職業無職
被相続人 亡 穴見 久生
事務所愛知県春日井市勝川町8丁目13 レジデンス勝南307 勝川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長谷川知正
催告期間満了日 令和8年8月10日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7843号

愛知県東海市名和町姥ヶ懐48番地
申立人 早川 牧子
本籍名古屋市緑区大高町字東森前18番地、最後の住所名古屋市緑区大高町字東森前18番地、死亡の場所愛知県名古屋市南区、死亡年月日令和7年6月20日、出生の場所愛知県知多郡横須賀町、出生年月日昭和12年12月16日、職業無職
被相続人 亡 近藤 和子
事務所名古屋市中区丸の内1丁目4番12号アレックス7階 弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所
相続財産清算人 弁護士 竹内 裕美
催告期間満了日 令和8年8月25日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第81611号

東京都文京区後楽1丁目4番14号
 申立人 一般社団法人日本労働者信用基金協会
 本籍大阪府大東市北条3丁目1983番地、最後の住所大阪府大東市北条2丁目18番13号エスポワール仙寿402号、死亡の場所大阪府大東市、死亡年月日令和6年7月31日、出生の場所大阪府門真市、出生年月日昭和62年12月7日、職業不明
 被相続人 亡 西辻 誠
 大阪市中央区瓦町4-2-14 京阪神瓦町ビル7階
 相続財産清算人 弁護士 竹田 大介
 催告期間満了日 令和8年8月26日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第405号

香川県観音寺市観音寺町甲3377番地の3
 申立人 観音寺信用金庫
 本籍香川県観音寺市南町1丁目甲1927番地3、最後の住所香川県観音寺市瀬戸町3丁目5番21号、死亡の場所香川県観音寺市、死亡年月日令和2年1月24日、出生の場所香川県三豊郡比地大村、出生年月日昭和4年8月16日、職業無職
 被相続人 亡 三宅ヨシエ
 香川県観音寺市吉岡町767 請川商事ビル2階横井法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 横井 大典
 催告期間満了日 令和8年8月31日
 高松家庭裁判所観音寺支部

令和7年(家)第4027号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
 申立人 国
 本籍京都府綾部市高津町段21番地2、最後の住所京都府綾部市高津町段6番地、死亡の場所京都府綾部市、死亡年月日推定令和6年1月21日、出生の場所京都府鹿鹿郡中筋村、出生年月日昭和18年2月26日、職業不明
 被相続人 亡 大槻まちゑ
 事務所京都府京丹後市大宮町周枳1975番地ミックビル3階弁護士法人丹後ひらり法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 平林美沙子
 催告期間満了日 令和8年7月31日
 京都家庭裁判所福知山支部

令和7年(家)第2134号

島根県出雲市斐川町中洲44番地2 ハッピーベルA-1
 申立人 福島 豪
 本籍島根県出雲市浜町955番地、最後の住所島根県出雲市湖陵町大池240番地1、死亡の場所島根県出雲市、死亡年月日令和7年7月13日、出生の場所島根県出雲市、出生年月日昭和36年11月23日、職業無職
 被相続人 亡 廣戸美保子
 島根県出雲市今市町南本町21番地3
 相続財産清算人 司法書士法人成瀬事務所 代表者社員 成瀬 公平
 催告期間満了日 令和8年7月27日
 松江家庭裁判所出雲支部

令和7年(家)第1192号

高知市宝永町5番16号
 申立人 下司 真
 本籍高知県南国市東崎571番地、最後の住所高知市愛宕町1丁目1番13号 愛宕病院介護医療院、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和6年5月28日、出生の場所高知県長岡郡長岡村、出生年月日昭和21年9月17日、職業無職
 被相続人 亡 田渕三津男
 事務所高知市宝永町5番16号
 相続財産清算人 司法書士 下司 真
 催告期間満了日 令和8年7月24日
 高知家庭裁判所

令和7年(家)第30117号

広島県東広島市西条昭和町17番21号
 申立人 城楽 唯人
 本籍広島県福山市赤坂町大字赤坂2315番地1、最後の住所広島県福山市駅家町大字江良859番地5、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和7年10月28日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和27年6月18日、職業不明
 被相続人 亡 下宮 康成
 広島県東広島市西条昭和町17番21号
 相続財産清算人 司法書士 城楽 唯人
 催告期間満了日 令和8年8月14日
 広島家庭裁判所福山支部

令和7年(家)第578号

高知県安芸郡奈半利町乙1388番地1
 申立人 曾我 博明
 本籍高知県安芸郡安田町大字内京坊309番地1、最後の住所高知県安芸郡安田町大字内京坊309番地1、死亡の場所高知県安芸郡田野町、死亡年月日令和7年6月15日、出生の場所高知県安芸郡安田町、出生年月日昭和21年7月5日、職業無職
 被相続人 亡 横石 信久
 事務所高知市薊野北町2丁目1番31号 101号
 相続財産清算人 司法書士 久米 華子
 催告期間満了日 令和8年8月14日
 高知家庭裁判所安芸支部

令和7年(家)第86号

鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地
 申立人 龍郷町長 竹田 泰典
 本籍鹿児島県大島郡龍郷町嘉渡431番地19、最後の住所鹿児島県大島郡龍郷町嘉渡431番地19、死亡の場所鹿児島県大島郡龍郷町、死亡年月日令和7年1月日時不詳、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和31年6月16日、職業不詳
 被相続人 亡 泉 一郎
 鹿児島県奄美市名瀬矢之脇町34番1-301号
 相続財産清算人 司法書士 里村 紀幸
 催告期間満了日 令和8年7月31日
 鹿児島家庭裁判所名瀬支部

令和7年(家)第30192号

仙台市若林区上飯田3丁目5番2号
 申立人 森田 みさ
 本籍仙台市青葉区木町通1丁目12番地、最後の住所仙台市宮城野区鶴ヶ谷京原79番地の1 特別養護老人ホームリーフ鶴ヶ谷、死亡の場所宮城県仙台市宮城野区、死亡年月日令和7年7月28日、出生の場所宮城県柴田郡大河原町、出生年月日昭和11年1月8日、職業無職
 被相続人 亡 猪野 敏郎
 仙台市太白区松が丘36番3号
 相続財産清算人 司法書士 草野 哲也
 催告期間満了日 令和8年8月4日
 仙台家庭裁判所

令和7年(家)第30227号

宮城県富谷市成田2丁目3番地3成田ビル204
 申立人 小沼善太郎
 本籍仙台市泉区七北田字町98番地、最後の住所仙台市泉区泉中央1丁目19番地の3リッツコート泉中央307、死亡の場所宮城県富谷市、死亡年月日令和7年8月22日、出生の場所宮城県宮城郡七北田村、出生年月日昭和15年12月17日、職業薬剤師
 被相続人 亡 沼田 信子
 宮城県富谷市成田2丁目3番地3成田ビル204
 相続財産清算人 司法書士 小沼善太郎
 催告期間満了日 令和8年8月7日
 仙台家庭裁判所

令和7年(家)第20108号

群馬県伊勢崎市除ヶ町366番地4
 申立人 有限会社新田グリーンファーム
 本籍広島県呉市豊町大長戊5984番地2、最後の住所群馬県伊勢崎市除ヶ町345番地2、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日平成26年12月26日、出生の場所広島県豊田郡豊町、出生年月日昭和17年6月23日、職業不明
 被相続人 亡 二川 守
 群馬県高崎市檜物町132 弁護士法人佐々木法律事務所シンフォニア支部
 相続財産清算人 宮川 渉
 催告期間満了日 令和8年8月5日
 前橋家庭裁判所

令和7年(家)第20153号

群馬県渋川市伊香保町伊香保557-15
 申立人 岸野 久子
 本籍群馬県渋川市行幸田244番地5、最後の住所群馬県渋川市行幸田244番地5、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和42年12月3日、職業会社員
 被相続人 亡 岸野 厚
 群馬県高崎市大橋町48-12 スミセイビル2階たかぎ法律事務所
 相続財産清算人 都木 幹仁
 催告期間満了日 令和8年8月12日
 前橋家庭裁判所

令和7年(家)第7107号

千葉県中央区中央4丁目17番8号
申立人 千葉県信用保証協会
本籍千葉県東金市荒生375番地1、最後の住所千葉県東金市台方900番地9、死亡の場所千葉県東金市、死亡年月日令和6年3月10日、出生の場所千葉県東金市、出生年月日昭和56年7月26日、職業個人事業主
被相続人 亡 小網 武雄
事務所千葉県中央区中央3丁目5番1号クリエ千葉中央6階B号室かなで法律事務所
相続財産清算人 弁護士 塩野 大介
催告期間満了日 令和8年9月5日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第72491号

東京都江戸川区中央4丁目24-19
申立人 東京都江戸川都税事務所長
本籍東京都武蔵野市境4丁目378番地、最後の住所東京都江戸川区中葛西1丁目31番3-606号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和5年8月17日頃、出生の場所東京都北多摩郡武蔵野町、出生年月日昭和16年10月19日、職業不明
被相続人 亡 木内貴美子
事務所東京都千代田区永田町2丁目14番2号山王グランドビル3階 東京法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浅野ひとみ
催告期間満了日 令和8年8月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第40964号

群馬県館林市大島町4227
申立人 高山 佳子
本籍神奈川県横浜市港南区笹下3丁目4229番地、最後の住所横浜市港南区笹下3丁目10番31-708号、死亡の場所神奈川県横浜市磯子区、死亡年月日令和7年3月13日、出生の場所群馬県館林市、出生年月日昭和56年10月20日、職業会社役員
被相続人 亡 森田 和臣
事務所神奈川県横浜市中区日本大通18KRCビル403B
相続財産清算人 弁護士 青山 良治
催告期間満了日 令和8年8月13日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第3298号

横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号 ゆめおおおかオフィスタワー24階
申立人 司法書士法人小関総合事務所

本籍神奈川県横浜市瀬谷区宮沢1丁目55番地16、最後の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津2725番地の2 ケアシスパーク愛川、死亡の場所神奈川県愛甲郡愛川町、死亡年月日令和7年8月8日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和26年6月25日、職業無職
被相続人 亡 荻原 学
事務所神奈川県厚木市中町3丁目1番2号YDビル3階 進藤・田村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 進藤 亮
催告期間満了日 令和8年8月17日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第7781号

名古屋市北区光音寺町1丁目24番地
申立人 後藤 安彦
本籍愛知県犬山市大字犬山字西古券431番地、最後の住所名古屋市守山区花咲台1丁目320番地桜ファミリー-吉根202号、死亡の場所愛知県瀬戸市、死亡年月日令和7年7月12日、出生の場所愛知県一宮市、出生年月日昭和33年10月8日、職業無職
被相続人 亡 花村 宏之
事務所名古屋市中区泉2丁目27番14号関電不動産高岳ビル3階 プナの森法律事務所
相続財産清算人 弁護士 須田悠花子
催告期間満了日 令和8年8月19日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第4342号

大阪府堺市堺区西湊町3丁目1番16号
申立人 片桐 平智
本籍三重県伊勢市宮川2丁目19番地2、最後の住所大阪府堺市堺区西湊町3丁目1番10号、死亡の場所大阪府堺市堺区、死亡年月日令和7年4月30日、出生の場所三重県宇治山田市、出生年月日昭和27年1月9日、職業無職
被相続人 亡 小西 正己
事務所大阪府中央区難波3丁目7番12号GP・GATEビル7階
相続財産清算人 弁護士 川瀬まやな
催告期間満了日 令和8年8月19日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第816号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍奈良県奈良市富雄ヶ丘9番、最後の住所奈良市富雄ヶ丘9番1号、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令和7年1月26日、

出生の場所宮崎県都城市、出生年月日昭和48年11月9日、職業不明
被相続人 亡 有山 誠
奈良市高天町10番地の1株式会社T.T.ビル2階南都総合法律事務所
相続財産清算人 富島 淳
催告期間満了日 令和8年9月5日
奈良家庭裁判所

令和7年(家)第30104号

広島県福山市東陽台1丁目7-3-12
申立人 坂元 謙太
本籍広島県府中市木野山町236番地1、最後の住所広島県府中市木野山町236番地1、死亡の場所広島県府中市、死亡年月日令和7年3月28日、出生の場所広島県芦品郡協和村、出生年月日昭和35年8月20日、職業不明
被相続人 亡 坂元 正嗣
広島市西区田方2丁目41番26号
相続財産清算人 司法書士 山中 隆継
催告期間満了日 令和8年8月20日
広島家庭裁判所福山支部

令和7年(家)第4098号

千葉県浦安市明海5丁目7番A-805号
パークシティ東京ベイ新浦安S○1
申立人 籾内太嘉司
本籍宮崎県宮崎市大字加江田6076番地、最後の住所宮崎県宮崎市大字加江田4568番地、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和2年12月11日頃から20日頃までの間、出生の場所宮崎県宮崎郡木花村、出生年月日昭和25年3月10日、職業不明
被相続人 亡 横山 重文
宮崎県宮崎市宮田町12番15号
相続財産清算人 司法書士 小松加奈子
催告期間満了日 令和8年8月19日
宮崎家庭裁判所

令和7年(家)第5034号

熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地
申立人 長洲町長 田成 修一
本籍熊本県玉名郡長洲町大字長洲2254番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所熊本県玉名郡長洲町、死亡年月日令和7年5月13日頃、出生の場所熊本県玉名郡長洲町、出生年月日昭和25年7月15日、職業無職
被相続人 亡 塩本 剛
事務所熊本府中央区安政町8-16村瀬海運ビル802アロウズ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川島 孝之
催告期間満了日 令和8年8月5日
熊本家庭裁判所玉名支部

令和7年(家)第7082号

福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1
申立人 飯館村
本籍福島県相馬郡飯館村小宮字兔田201番地、最後の住所福島県相馬郡飯館村深谷字大森6番地の1深谷村営住宅31-8、死亡の場所福島県南相馬市、死亡年月日令和7年8月12日、出生の場所福島県相馬市、出生年月日昭和34年8月4日、職業不明
被相続人 亡 佐藤のり子
福島市北五老内町1番3号福島法曹ビル404号佐藤喜一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐藤 浩庸
催告期間満了日 令和8年8月20日
福島家庭裁判所

令和7年(家)第7064号

福島県喜多方市松山町村松字北原3656番地11北原荘
申立人 小関 一清
本籍福島県喜多方市熊倉町新合字小沼甲47番地、最後の住所福島県喜多方市熊倉町新合字道下5番地、死亡の場所福島県喜多方市、死亡年月日令和6年6月28日、出生の場所福島県喜多方市、出生年月日大正15年4月1日、職業無職
被相続人 亡 小関 トキ
福島県喜多方市塩川町字東茶町6丁目2番地17SKCビル2階
相続財産清算人 司法書士 栗田 恭佑
催告期間満了日 令和8年8月17日
福島家庭裁判所会津若松支部

令和7年(家)第7067号

福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地
申立人 会津美里町長 杉山 純一
本籍福島県大沼郡会津美里町字瀬戸町3186番地、最後の住所福島県大沼郡会津美里町字瀬戸町3186番地、死亡の場所福島県大沼郡会津美里町、死亡年月日令和6年4月3日、出生の場所福島県大沼郡高田町、出生年月日昭和10年12月14日、職業無職
被相続人 亡 植村布見子
福島県大沼郡会津美里町字布才地606番地4
相続財産清算人 司法書士 松本 晋平
催告期間満了日 令和8年8月17日
福島家庭裁判所会津若松支部

令和7年(家)第20157号

群馬県前橋市大手町3丁目3番1号
申立人 群馬県信用保証協会
本籍群馬県前橋市城東町4丁目389番地3、最後の住所群馬県前橋市城東町4丁目28番15号、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和6年1月14日、出生の場所群馬県勢多郡大胡町、出生年月日昭和9年3月19日、職業法人代表者
被相続人 亡 小野 秀雄
群馬県高崎市上中居町1538-1 スターブルB弁護士法人中央法律事務所高崎事務所
相続財産清算人 弁護士 高山 雄介
催告期間満了日 令和8年8月19日
前橋家庭裁判所

令和7年(家)第10271号

埼玉県熊谷市本町1丁目130番地1
申立人 埼玉縣信用金庫
本籍埼玉県川越市大字寺尾927番地22、最後の住所埼玉県川越市大字寺尾927番地22、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日令和6年5月31日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和22年10月16日、職業個人事業主
被相続人 亡 米田 朝清
事務所埼玉県川越市脇田本町26番地1 ルームトゥールーム101号室樫の木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 及川 保之
催告期間満了日 令和8年8月21日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第10303号

東京都中央区銀座6丁目17番1号
申立人 東京信用保証協会
本籍東京都練馬区中村南2丁目13番地、最後の住所埼玉県入間市大字仏子603番地1 入間リバーサイド25-405、死亡の場所埼玉県入間市、死亡年月日令和6年12月25日、出生の場所新潟県長岡市、出生年月日昭和24年7月1日、職業不明
被相続人 亡 米山 秀樹
事務所埼玉県川越市脇田町16番地29川越脇田ビル3階川越第一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 嶋田 麻里
催告期間満了日 令和8年8月21日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第3027号

埼玉県久喜市小右衛門1570番地
申立人 大塚 徳一

本籍埼玉県久喜市栗橋1312番地、最後の住所埼玉県久喜市栗橋1312番地、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日令和5年1月28日、出生の場所埼玉県南埼玉郡久喜町、出生年月日昭和42年7月16日、職業無職
被相続人 亡 大塚 正夫
事務所さいたま市浦和区仲町2-16-4 第3アルクビル3階 浦和はやと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中澤 和美
催告期間満了日 令和8年8月17日
さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和7年(家)第3061号

神奈川県横浜市金沢区能見台通47番3-203号
申立人 高橋 秀美
本籍埼玉県春日部市南3丁目14番、最後の住所埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮1丁目10番24号、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日令和6年4月3日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和34年7月20日、職業不明
被相続人 亡 杉野 順一
事務所さいたま市中央区下落合6-12-20A L V E A R E 308号浦和サライ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 野木 尚郎
催告期間満了日 令和8年8月14日
さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和7年(家)第90948号

東京都港区西新橋1丁目3番1号
申立人 三菱HCキャピタル債権回収株式会社
本籍東京都青梅市東青梅4丁目20番地5、最後の住所東京都青梅市師岡町3丁目2番地の3 河辺ホームズセンチュリー21 405号、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日推定平成28年、出生の場所秋田県南秋田郡琴浜村、出生年月日昭和32年2月1日、職業不詳
被相続人 亡 佐藤 信雄
事務所東京都武蔵野市御殿山1丁目2番2号 グレイス御殿山4階 オオノ・キド法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大野壽三枝
催告期間満了日 令和8年8月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90986号

東京都府中市武蔵台1丁目9番地25
申立人 川辺 光子

本籍青森県つがる市木造有楽町47番地、最後の住所東京都西多摩郡奥多摩町丹三郎56番地1 シルパークコート丹三郎、死亡の場所東京都西多摩郡日の出町、死亡年月日令和6年12月26日、出生の場所青森県西津軽郡木造町、出生年月日昭和32年6月23日、職業不明
被相続人 亡 葛西 道子
事務所東京都府中市寿町2丁目3番地の1 レールサイド寿2階 大藏法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大藏 隆子
催告期間満了日 令和8年8月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第641号

千葉県習志野市谷津4丁目8番41-605号
申立人 畑中 正彦
本籍岐阜県郡上市大和町剣1700番地3、最後の住所岐阜県郡上市大和町剣1700番地3、死亡の場所岐阜県郡上市、死亡年月日平成19年12月16日、出生の場所岐阜県郡上郡弥富村、出生年月日大正14年6月15日、職業無職
被相続人 亡 畑中 榮治
事務所岐阜県郡上市八幡町城南町218番地1 尾藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 尾藤 望
催告期間満了日 令和8年8月6日
岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第40530号

神戸市長田区長尾町2丁目1番15号
申立人 一般財団法人武井報効会
本籍神戸市長田区戸崎通3丁目9番地5、最後の住所神戸市須磨区養老町1丁目2番7号、死亡の場所兵庫県神戸市須磨区、死亡年月日令和7年7月19日から21日頃、出生の場所兵庫県神戸市長田区、出生年月日昭和23年1月6日、職業不明
被相続人 亡 田中 悦郎
神戸市中央区加納町4丁目4番17号 ニッセイ三宮ビル11階 三宮法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三木 信善
催告期間満了日 令和8年8月18日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70213号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍兵庫県加古郡播磨町宮北1丁目13番、最後の住所兵庫県加古川市平岡町高畑472番地の113、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年

月日令和6年6月13日、出生の場所大阪府三島郡島本町、出生年月日昭和45年6月18日、職業不明
被相続人 亡 迫田美樹男
事務所兵庫県姫路市神子岡前1丁目4番3号 菅尾・岩見法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中木 基裕
催告期間満了日 令和8年8月21日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第30283号

岡山市北区芳賀5112-54
申立人 天野 進
本籍岡山県高梁市備中町東油野832番地1、最後の住所岡山県高梁市備中町東油野832番地3、死亡の場所岡山県高梁市、死亡年月日令和7年6月16日、出生の場所岡山県川上郡備中町、出生年月日昭和35年2月3日、職業不明
被相続人 亡 天野 勇
事務所岡山市北区富田町1丁目8番8号富田町エグゼビル5階C号室
相続財産清算人 弁護士 有本 耕平
催告期間満了日 令和8年8月13日
岡山家庭裁判所

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和7年(家)第7360号

申立人 職権
本籍名古屋市中区熱田区伝馬2丁目17番、最後の住所名古屋市中区熱田区伝馬2丁目17番9号 シティコーポ伝馬2-203号、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日令和6年10月8日、出生の場所岐阜県加茂郡八百津町、出生年月日昭和23年5月1日、職業不明
被相続人 亡 古田 廣己
名古屋市中区錦3丁目5番30号 三晃錦ビル9階 and LEGAL 弁護士法人久屋本部オフィス
改任前の相続財産清算人 弁護士 光野 良祐
愛知県小牧市中央1丁目267番地 小牧ガスビル2F 弁護士法人愛知総合法律事務所小牧事務所
改任後の相続財産清算人 弁護士 小出 麻緒
名古屋家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第445号

三重県員弁郡東員町大字中上544番地1
申立人 水谷 公孝
本籍三重県いなべ市大安町梅戸652番地、最後の住所三重県いなべ市大安町梅戸2358番地10、死亡の場所三重県いなべ市、死亡年月日推定令和4年5月10日、出生の場所三重県員弁郡東員村、出生年月日昭和32年4月12日、職業無職
被相続人 亡 清水 正利
催告期間満了日 令和8年8月7日
津家庭裁判所四日市支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(へ)第1号

神奈川県川崎市川崎区京町2丁目5番8号
申立人 片野留美子
権利の届出の終期 令和8年4月30日
令和8年1月13日 棚倉簡易裁判所
(別紙) 目録

- (1)所在 東白川郡矢祭町大字内川字塩ノ平地番 2番
地目 宅地
地積 250.33平方メートル
- (2)受付年月日、受付番号 福島地方務局白河支局昭和20年12月26日受付第1199号
- (3)登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 昭和20年12月1日設定
目的 建物所有
範囲 南部56坪
存続期間 満15年

地代 1ヶ年金20円
支払期 毎年11月25日
地上権者 茨城県久慈郡大子町字金町150番地
樋口 兼輔

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第461号

福岡県行橋市宮町5番15-705号
申立人 志坪美智子
本籍福岡県行橋市南大橋4丁目2493番地3、最後の住所福岡県行橋市南大橋4丁目19番18号
不在者 志坪 治男
昭和29年3月1日生
届出期間満了日 令和8年5月26日
福岡家庭裁判所行橋支部

破産手続における包括的禁止命令

令和8年(フ)第164号

東京都港区西麻布3-16-28 TOKI-ON西麻布
債務者 株式会社プリオレストラン&ウエディングス
主文 本件につき破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
令和8年1月13日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

令和8年(フ)第164号

東京都港区西麻布3-16-28 TOKI-ON西麻布
債務者 株式会社プリオレストラン&ウエディングス

- 主文 破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
- 保全管理人 弁護士 上石 奈緒
令和8年1月13日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

令和6年(フ)第1577号

- 東京都町田市小山ヶ丘2丁目2-5-7、商業登記簿上の本店所在地東京都八王子市大船町157番地の5
破産者 有限会社齋藤製作所
- 決定年月日 令和8年1月16日
 - 主文 本件破産手続を終結する。
 - 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第933号

- 東京都立川市西砂町3丁目66番地の8
破産者 山中 幹夫
- 決定年月日 令和8年1月16日
 - 主文 本件破産手続を終結する。
 - 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1018号

- 東京都日野市三沢3丁目29番地の7
破産者 荒木 克治
- 決定年月日 令和8年1月16日
 - 主文 本件破産手続を終結する。
 - 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1314号

- 東京都昭島市宮沢町515番地2モア・ステージ昭島105号
破産者 乾 隆聖

- 決定年月日 令和8年1月16日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1338号

- 東京都東村山市栄町2丁目26番地1 ガーデンステージ久米川801
破産者 葛原 光司
- 決定年月日 令和8年1月16日
 - 主文 本件破産手続を終結する。
 - 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1615号

- 東京都三鷹市上連雀6丁目32番1号ブルミエみたか203
破産者 勝木 康介
- 決定年月日 令和8年1月16日
 - 主文 本件破産手続を終結する。
 - 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和2年(フ)第53号

- (最後の住所)新潟県三条市桜木町11番21号
破産者 亡野水真治相続財産
- 決定年月日 令和8年1月16日
 - 主文 本件破産手続を終結する。
 - 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第286号

- 鹿児島市平之町13番44号 平田公園ハイツ305号
破産者 平 浩二
- 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで
 - 一般調査期日 令和8年3月18日午前10時30分
令和8年1月13日
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第412号

広島市安佐南区毘沙門台1丁目1番40号
破産者 有限会社安芸建工

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月11日午後3時
令和8年1月14日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2345号

大阪市西成区潮路1丁目10番19号 リビア岸里 101号、前住所堺市堺区栄橋町1丁目6番14号 レジデンス小町306号

破産者 田中 美圭

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月23日午後1時50分
令和8年1月14日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3221号

大阪府豊中市庄内西町2丁目4番20号

破産者 株式会社ショウジ・コーポレーション

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月16日午後1時50分
令和8年1月14日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第228号

徳島県板野郡上板町西分字サビ35番地2

破産者 岡本 哲治

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月9日午前10時
令和8年1月15日 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第184号

大阪府泉佐野市日根野5910番地の3

破産者 ALPHA MARINE JAPINDO株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月9日午前10時
令和8年1月15日 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第231号

鹿児島市照国町4番12号、前住所鹿児島市照国町6番15号

破産者 松田 兼武

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月17日午後1時30分
令和8年1月14日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第2551号

大阪府箕面市百葉荘4丁目3番15号

破産者 有限会社南風

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月13日午後2時40分
令和8年1月14日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第199号

埼玉県ふじみ野市上福岡6丁目3番21号 石川ハイツ303、破産手続開始時の住所埼玉県

ふじみ野市福岡武蔵野8番3号、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市大井中央3丁目1番6号3

破産者 西山 隆英

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月15日午後1時40分
令和8年1月15日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第919号

滋賀県栗東市北中小路417番地1 ヴィラ・デ・エステ403

破産者 福島 一行

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月15日午前10時45分
令和8年1月14日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第820号

大阪府大東市南新田1丁目3番12号

破産者 有限会社サン・プラスチック

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月20日午後1時50分
令和8年1月14日

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第1289号

京都市伏見区墨染町711番地

破産者 有限会社京料理魚友

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午前11時
令和8年1月15日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第492号

岡山市北区高松原古才352番地 ソレアード高松B棟103号室、旧住所岡山市北区足守280番地20

破産者 中島 和延

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月15日午前10時50分
令和8年1月14日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第174号

新潟県見附市今町3丁目4番20号

破産者 村越 草馬

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午前11時30分
令和8年1月15日

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第82号

大分県中津市大字野依845番地

破産者 山本 照敏

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月25日午前11時
令和8年1月16日

大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第1678号

埼玉県川口市上青木西2丁目4番11-701号

破産者 有限会社川端サービス

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月25日午前10時40分
令和8年1月14日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1222号

愛知県江南市藤ヶ丘4丁目1番地1 江南団地76棟303号、前住所東京都大田区上池台3丁目40番7号 ステラ洗足池203

破産者 中澤 新

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月23日午前10時15分
令和8年1月13日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第284号

大阪府貝塚市堀1丁目9番8-211号、前住所大阪府貝塚市三ツ松757番地15

破産者 尾上 光央

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月20日午後2時
令和8年1月15日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第259号

奈良県北葛城郡広陵町大字疋相104番地3

破産者 牧 佑香

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月2日午前10時30分
令和8年1月14日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第39号

広島市西区己斐上1丁目6番18-305号、申立時の住所広島市佐伯区五が丘1丁目12番22号

破産者 下出 一明

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月27日午後1時30分
令和8年1月16日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第728号

北九州市若松区修多羅2丁目8番5号

破産者 宮崎 誠

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月18日午後1時30分
令和8年1月15日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第30号

熊本県山鹿市菊鹿町上永野2225番地 富田スミ方、旧住所高知県南国市廿枝1579番地7

破産者 和田 華楓

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月24日午前11時30分
令和8年1月16日

熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和7年(フ)第93号

愛知県稲沢市松下2丁目10番13号 コーポ国衙1-B

破産者 盛本 秋江

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月25日午前10時
令和8年1月15日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第237号

神戸市灘区新在家南町5丁目5番13号
破産者 有限会社充豊工業

- 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 一般調査期日 令和8年4月15日午前10時40分
令和8年1月14日
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第329号

熊本市北区楡木2丁目11番145-303号 デイ
ンクス楠、申立時の住所熊本県上益城郡嘉島
町大字井寺2856番地
破産者 松岡 慎治

- 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 一般調査期日 令和8年3月19日午前11時
令和8年1月15日
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第104号

長崎県大村市池田1丁目724番地13
破産者 辻村 幸三

- 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 一般調査期日 令和8年4月15日午前10時5分
令和8年1月16日
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第208号

代替住所A(旧住所 群馬県前橋市古市町1
丁目60番地10 アドバンス 201号)
破産者 桑野えりか(旧姓大泉)

- 破産債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 一般調査期日 令和8年3月19日午前11時15分
令和8年1月15日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第352号

仙台市宮城野区榴岡2丁目3番14-1004号、
従前の住所宮城県宮城郡利府町神谷沢字金沢
12番地240
破産者 根本 一郎

- 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 一般調査期日 令和8年4月17日午後1時35分
令和8年1月15日
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第45号

新潟県三条市東鱈田516番地2
破産者 加藤 克郎

- 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 一般調査期日 令和8年3月12日午前10時30分

令和8年1月16日 新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第331号

香川県小豆郡小豆島町神懸通甲403番地4
破産者 小川 嘉朗

- 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 一般調査期日 令和8年5月7日午後1時30分
令和8年1月16日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第20号

高知県室戸市吉良川町乙2975番地、旧住所高
知県高知市東秦泉寺481番地3
破産者 池田 司

- 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 一般調査期日 令和8年5月13日午前10時30分
令和8年1月15日
高知地方裁判所安芸支部破産係

令和7年(フ)第3038号

大阪市都島区友刈町1丁目3番12-303号
破産者 大洋旅行株式会社

- 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 一般調査期日 令和8年4月20日午後2時10分
令和8年1月16日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第31号

新潟県新発田市新富町3丁目4番6号
破産者 菊池 道行

- 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 一般調査期日 令和8年4月15日午前10時20分
令和8年1月16日
新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第106号

佐賀県武雄市若木町大字川古5858番地1
破産者 樋渡 順一

- 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 一般調査期日 令和8年4月22日午後1時30分
令和8年1月16日 佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第115号

福岡県久留米市野中町710番地1 コンドミ
ニアムトレイン405号、事業場所佐賀県杵島
郡白石町大字福富191番地19
破産者 松田歯科クリニックこと 松田 健大

- 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 一般調査期日 令和8年4月22日午前11時30分

令和8年1月16日 佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年(フ)第115号

名古屋市北区西味鏡1丁目110番地
破産者 毎日タクシーグループ株式会社

- 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 一般調査期日 令和8年5月27日午後1時30分
令和8年1月15日
名古屋地方裁判所民事第2部

**破産債権の届出期間及び一般
調査期間****令和7年(フ)第52号**

宮崎県都城市高城町穂満坊3078番地1、前住
所宮崎県都城市吉尾町937番地3 コーポ77・
102
破産者 山下 泉

- 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 一般調査期間 令和8年3月23日から令和8
年3月30日まで
令和8年1月16日 宮崎地方裁判所都城支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終
了による計算の報告書の提出があった。破産法89
条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以
下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな
い。

令和7年(フ)第481号

大阪府岸和田市土生町2丁目27番39-103号
破産者 路次理恵子(旧姓小畑)

- 異議申述期間 令和8年3月11日まで
令和8年1月14日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第2407号

愛知県あま市七宝町鯉橋6丁目27 戸建E号
室、住民票上の住所兵庫県姫路市勝原区宮田
576番地12

- 破産者 河崎建築こと 河崎 康博
- 異議申述期間 令和8年3月12日まで
令和8年1月15日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3173号

大阪府枚方市香里ヶ丘12丁目18番30-201号
破産者 井手 勇太(旧姓川端)

- 異議申述期間 令和8年3月12日まで
令和8年1月15日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4958号

大阪府寝屋川市点野1丁目10番13号
破産者 株式会社ケイエスティ

- 異議申述期間 令和8年3月12日まで
令和8年1月15日
大阪地方裁判所第6民事部

**免責許可申立てに関する意見
申述期間****令和7年(フ)第559号**

川崎市宮前区鷺沼2丁目7番地1 P L E N
D Y鷺沼 115

- 破産者 川嶋 博之
- 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
令和8年1月15日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

免責審尋期日**令和7年(フ)第6823号**

千葉県千葉市美浜区高洲3丁目15-6-1106
破産者 井上 研一

- 審尋期日 令和8年4月13日午後2時
令和8年1月14日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始**令和7年(ヒ)第13号**

金沢市進和町19番地2
清算株式会社 株式会社MF
代表清算人 福島 照夫

- 決定年月日 令和8年1月14日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

金沢地方裁判所民事部

令和7年(ヒ)第14号

金沢市進和町19番地2
清算株式会社 株式会社MP
代表清算人 福島 照夫

- 決定年月日 令和8年1月14日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

金沢地方裁判所民事部

令和7年(七)第12号

長野県塩尻市大字片丘8501番地32
清算株式会社 ソヤノウッドパワー株式会社
代表清算人 伊藤 毅

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

長野地方裁判所松本支部

特別清算終結

令和7年(七)第2044号

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
清算株式会社 CH株式会社

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和7年(七)第2083号

東京都中央区日本橋2丁目1番14号 日本橋加藤ビルディング6階弁護士法人PLAZA総合法律事務所内
清算株式会社 南三条管財株式会社
代表清算人 小幡 朋弘

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則

1 定義

本協定で使用する下記の用語は、以下の意味を有するものとする。

記

- (1) 「清算株式会社」とは、南三条管財株式会社を意味する。
- (2) 「協定債権者」とは、別紙「協定債権弁済計画表」の「対象債権者名」欄に記載された各債権者を意味する。
- (3) 「認可決定確定日」とは、本協定の認可の決定の確定日を意味する。

2 協定債権の弁済の場所等

清算株式会社による協定債権者への協定債権の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に対して振り込む方法により行なう。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

3 端数処理

弁済額の計算において生ずる1円未満の端数金額は四捨五入する。

4 利息及び遅延損害金

本協定の定めによる協定債権者への弁済にかかる利息及び遅延損害金は免除する。

第2 個別条項

1 清算株式会社は、協定債権者に対し、認可決定確定日から1か月以内に、協定債権額の6.40125322678927%の金員を弁済する。

2 協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、認可決定確定日に、協定債権者の各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者の各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

令和8年(再)第1号

東京都文京区本駒込4丁目41番4号
再生債務者 ジュピターコーヒー株式会社

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時30分
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和8年3月16日から令和8年3月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和7年(再)第1号

和歌山市東蔵前丁3番地17南海和歌山市駅ビル

再生債務者 株式会社システムキューブ

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日付け再生債務者提出の再生計画案
- 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3 債権者集会

- (1) 期日 令和8年2月26日午後3時30分
- (2) 会議の目的 再生計画案の決議

4 書面投票期間 令和8年2月18日まで

- 5 議決権不統一行使の通知期限 令和8年2月12日

令和8年1月9日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

再生計画認可

令和7年(再)第16号

広島県福山市春日町5丁目8番40号A102
再生債務者 日本住宅サービスコンシューマ株式会社

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和8年1月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第17号

東京都目黒区下目黒1丁目1番14号コノトラビル7F

再生債務者 JHSホールディングス株式会社

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和8年1月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第27号

福島県喜多方市字押切南2丁目11番地
再生債務者 株式会社ノースウエイ(旧商号株式会社R1000)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和8年1月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第28号

東京都小金井市梶野町5丁目11番1号パピスプラザアネックス1階・2階
再生債務者 医療法人社団翠緑会

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和8年1月14日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第3号

千葉県香取市大倉5211番地140
再生債務者 香取 陽一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで

令和8年1月15日 千葉地方裁判所佐原支部

令和7年(再イ)第134号

横浜市青葉区美しが丘2丁目17番地17 206
再生債務者 川島 勇希

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで

令和8年1月15日 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第386号

埼玉県川口市中青木2-9-8-603
再生債務者 今村 成之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月30日まで

令和8年1月13日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第387号

東京都杉並区永福2-1-15-108
再生債務者 土岐 弘明

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月30日まで

令和8年1月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第414号

東京都練馬区南大泉3-19-44
再生債務者 濱 秀夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月30日まで
令和8年1月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第394号

東京都世田谷区世田谷1-26-20 (開始決定時の住所) 東京都世田谷区弦巻1-15-1-804
再生債務者 柏原 信行

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月2日まで
令和8年1月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第471号

東京都練馬区桜台5-29-21 チェリーヒル 小林II 103
再生債務者 櫻木 剛

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月2日まで
令和8年1月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第492号

東京都昭島市田中町3-10-20-105
再生債務者 箱崎慎二郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月2日まで
令和8年1月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第28号

栃木県佐野市田沼町944番地9
再生債務者 金子 茂

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月11日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月3日まで
令和8年1月13日

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(再イ)第53号

千葉県佐倉市井野996番地45
再生債務者 岡本 充

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月3日まで
令和8年1月13日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第5号

宮城県本吉郡南三陸町志津川字新井田34番地158
再生債務者 小山 直

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで
令和8年1月14日

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和7年(再イ)第161号

埼玉県久喜市鷲宮中央2丁目7番20号
再生債務者 勝俣 彰太

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで
令和8年1月14日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第58号

埼玉県三郷市天神1丁目87番地4
再生債務者 鎌田 順三

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで
令和8年1月14日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第50号

千葉県白井市富士202番地の54
再生債務者 樽木 貴裕

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで
令和8年1月14日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第57号

千葉県印旛郡栄町竜角寺台4丁目23番2号
(ジュネスハウスV A201)
再生債務者 篠宮 亘輝

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで
令和8年1月13日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第25号

川崎市宮前区初山1丁目33番15号
再生債務者 房野 裕樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで
令和8年1月14日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第62号

川崎市高津区梶ヶ谷6丁目10番地8 ファミニコ梶ヶ谷 201
再生債務者 渡邊 繁文

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで
令和8年1月14日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第64号

川崎市多摩区菅北浦3丁目13番12号 コーポグリーンイーグル 203
再生債務者 山田 晃成

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで
令和8年1月14日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第45号

静岡県田方郡函南町平井23番地の15
再生債務者 荻島 彩心

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで
令和8年1月14日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第32号

愛知県豊橋市潮崎町74番地 ネットシティ潮崎202
再生債務者 中島 清

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで
令和8年1月14日

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第80号

宮城県富谷市明石台9丁目54番地11
再生債務者 木村 庄三

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第17号

山形県南陽市郡山1200番地の1
再生債務者 鹿場 侑斗

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日 山形地方裁判所米沢支部

令和7年(再イ)第13号

福島市南矢野目字境田10番地の1
再生債務者 高橋 忍

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日 福島地方裁判所

令和7年(再イ)第55号

千葉県成田市玉造2丁目26番地17
再生債務者 三宅 透

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第60号

千葉県成田市郷部1239番地(ひまわりハイツB202号室)

再生債務者 鈴木 尚樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月14日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第66号

東京都小平市中島町29番16号

再生債務者 鬼頭 一陽

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第89号

東京都三鷹市下連雀8丁目1番13号テイクファイブ下連雀102

再生債務者 伊藤 晃

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月11日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第7号

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富2079番地1

再生債務者 田中 浩二

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日 長野地方裁判所伊那支部

令和7年(再イ)第39号

静岡県浜松市中央区飯田町231番地 ラシック102

再生債務者 雑賀 祐人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第96号

愛知県額田郡幸田町大字深溝字会下後16番地1

再生債務者 鈴木 聡

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第11号

石川県加賀市潮津町イ121番地(従前の住所)

石川県加賀市潮津町イ13番地4

再生債務者 東出 航志

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月10日まで
令和8年1月15日 金沢地方裁判所小松支部

令和7年(再イ)第15号

北海道小樽市緑1丁目23番19号 ヘルデローマ

再生債務者 齊藤 英子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで
令和8年1月15日 札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(再イ)第17号

北海道小樽市入船4丁目30番20号

再生債務者 笠井 大介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月29日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで
令和8年1月15日 札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(再イ)第24号

北海道河東郡音更町新通北2丁目3番地71

再生債務者 石井 愛美

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月13日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで
令和8年1月15日

釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和7年(再イ)第48号

埼玉県飯能市栄町4番地7

再生債務者 新 郁夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月14日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第66号

埼玉県川越市大字今福1085番地6

再生債務者 鈴木 孝史

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月14日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第85号

埼玉県入間市大字寺竹829番地7

再生債務者 小林 理恩

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月14日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第96号

埼玉県富士見市水谷東2丁目35番12号

再生債務者 佐藤 優太

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月15日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第98号

千葉県柏市大室1874番地95

再生債務者 堀江 一生

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月14日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第35号

長野県松本市笹部2丁目9番25-4号

再生債務者 飯島 圭祐

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月15日 長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第37号

長野県北安曇郡池田町大字会染314番地1

再生債務者 大村 保江

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月15日 長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第18号

三重県伊賀市桐ヶ丘3丁目114番地

再生債務者 川合 庸子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月14日 津地方裁判所伊賀支部

令和7年(再イ)第406号

大阪府高槻市津之江町1丁目88番25号

再生債務者 藤本 征生

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月14日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第428号

大阪府東大阪市森河内東1丁目38番4号

再生債務者 野村 夕子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月14日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第444号

大阪府八尾市黒谷3丁目95番地の4

再生債務者 島田 誠

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月14日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第34号

和歌山県紀の川市貴志川町丸栖759番地170
再生債務者 石芳 学士

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで
令和8年1月14日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第20号

香川県仲多度郡まんのう町吉野下1585番地9
再生債務者 海見 武志

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで
令和8年1月14日 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(再イ)第78号

京都府宇治市伊勢田町中山69番地の8 グランK's ジオ301号
再生債務者 SONG KIHWA 宋 基和

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月16日まで
令和8年1月15日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第102号

京都市下京区七条御所ノ内北町76番地8
再生債務者 吉田 賢次

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月16日まで
令和8年1月15日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第137号

神戸市北区道場町日下部347番地の3 フレグランス北神戸E棟203

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで
令和8年1月14日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第138号

神戸市東灘区渦森台2丁目4番208号
再生債務者 佐藤 貴志

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで
令和8年1月14日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第38号

三重県四日市市天カ須賀5丁目1番47号
再生債務者 夙由工業こと 中村 裕之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日 津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第40号

三重県員弁郡東員町大字中上174番地12
再生債務者 藤谷 剛

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日 津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第75号

兵庫県尼崎市道意町2丁目7番地の37
再生債務者 眞原紗希乃

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第11号

鳥取県鳥取市瓦町448番地 A・プラティニ201号

再生債務者 福永 達則

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日 鳥取地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第17号

鳥取県鳥取市福部町海士293番地
再生債務者 徳田 莉奈

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日 鳥取地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第11号

福岡県直方市大字頓野1712番地5
再生債務者 飯野美智代

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日 福岡地方裁判所直方支部

令和7年(再イ)第10号

青森県つがる市稲垣町下繁田磯繁50番地1
再生債務者 長尾 豪人

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月12日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで
令和8年1月15日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和7年(再イ)第85号

広島県安佐北区可部3丁目42番19-604号

再生債務者 大久保真吾

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月16日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月12日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで
令和8年1月15日

広島地方裁判所民事第4部

小規模個人再生による再生計画取消**令和3年(再イ)第4号**

福島市瀬上町字四斗蒔12番地の1 ステージアD-3 (認可決定時の住所) 福島市大平寺字町ノ内23番地の1 クオリティーエステート・Ⅲ201号

再生債務者 樋 恵介

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 令和3年7月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。

令和8年1月14日 福島地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止**令和6年(再イ)第43号**

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字北東川136番地1

再生債務者 加藤 武志

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和8年1月14日 名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第86号

北九州市小倉南区上貫1丁目10番20号

再生債務者 三村 麻美

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和8年1月14日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第29号

静岡県沼津市今沢40番地の11

再生債務者 中村 羽瞬

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和8年1月16日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第9号

三重県志摩市阿児町神明933番地17
再生債務者 酒井 亮

- 主文 本件再生手続を廃止する。
- 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和8年1月16日

津地方裁判所伊勢支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年(再ロ)第3号

相模原市中央区千代田6丁目4番16号
再生債務者 梶原 悟

- 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時
- 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月5日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再ロ)第16号

広島市安佐南区伴南1丁目5番30-14-1001号
再生債務者 滝本 一彦

- 決定年月日時 令和8年1月15日午後5時
- 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月5日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再ロ)第3号

宮崎市佐土原町上田島80番地6
再生債務者 川崎 有洋

- 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時30分
- 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月9日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年(再ロ)第6号

熊本県宇土市松山町4643番地7
再生債務者 浦津 健一

- 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月26日付け再生計画案
- 書面で意見を述べるができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年2月5日まで
令和8年1月15日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再ロ)第2号

北海道北斗市市渡459番地の1
再生債務者 浪岡 義勝

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
- 書面で意見を述べるができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年2月6日まで
令和8年1月16日

令和7年(再ロ)第1号

山形市東青田3丁目7番16-201号 ロイヤルコート東青田
再生債務者 栗田 知騎

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案
- 書面で意見を述べるができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年2月6日まで
令和8年1月16日

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年(再ロ)第3号

広島県福山市新市町大字戸手2405番地3
再生債務者 石川 淳司

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年1月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月16日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求

又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合は、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第1009号

東京都足立区青井5丁目7番22号
申立人 大塚 友美

東京都足立区青井5丁目7番22号
申立人 大塚 久子

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 大田区西馬込二丁目14番20号

所在等不明共有者 伴 博

届出期間満了日 令和8年5月14日

令和8年1月14日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 足立区青井五丁目

地番 2019番1

地目 雑種地

地積 174平方メートル

(所在等不明共有者の持分 14分の1)

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(チ)第55号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之

(亡植田真次の最後の住所) 神戸市東灘区岡本3丁目11番7号

所有者 亡植田真次相続財産

届出期間満了日 令和8年3月16日

令和8年1月14日 神戸地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 神戸市東灘区岡本三丁目
地番 61番7

地目 宅地

地積 30.45平方メートル

2 所在 神戸市東灘区岡本三丁目

地番 61番1

地目 宅地

地積 60.16平方メートル

持分 12分の1 亡植田真次相続財産

3 所在 神戸市東灘区岡本三丁目

地番 62番2

地目 宅地

地積 65.98平方メートル

持分 12分の1 亡植田真次相続財産

4 所在 神戸市東灘区岡本三丁目61番地7

家屋番号 61番7の1

種類 居宅

構造 木造スレート葺2階建

床面積 1階 22.35平方メートル

2階 19.87平方メートル

令和7年(チ)第14号

北九州市小倉北区内1番1号

申立人 北九州市長 武内 和久

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 北九州市小倉南区志井3丁目5番2号

所有者 亡森猛男相続財産(不動産登記記録上の氏名 森 猛男)

届出期間満了日 令和8年3月13日

令和8年1月14日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

(別紙) 物件目録

1 所在 北九州市小倉南区志井3丁目

地番 612番27

地目 宅地

地積 217.04平方メートル

2 所在 北九州市小倉南区志井3丁目612番地

27

家屋番号 612番27

種類 居宅

構造 木造スレート葺2階建

床面積 1階 75.63平方メートル

2階 39.74平方メートル

所有権不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有権不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当該裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がなされることとなります。

- 令和7年(チ)第4号 広島市中区基町10番52号 申立人 広島県 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 御調郡御調町大字宮382番地 所有者 村上 勝彦 届出期間満了日 令和8年3月16日 令和8年1月14日 広島地方裁判所福山支部 (別紙) 物件目録 1 所在地 府中市篠根町字定国 地番 906番2 地目 畑 2 所在地 府中市篠根町字定国 地番 乙904番1 地目 原野 面積 3.30平方メートル

企業年金基金変更公告

ゆうぎん企業年金基金の事務所所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により次のとおり公告する。

会社の他の公告

合併公告 株主及び債権者各位 左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲は効力発生日をもって、商号をNOK東北株式会社に変更いたします。また、会社法第785条第一項・第七七七条第一項に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日以前から効力発生日の前日までの間にその旨および株式買取請求に係る株式の数を申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月十一日 掲載頁 七十三頁(号外第一二九号) (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月二日 掲載頁 一六二頁(号外第一五二号) (丙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月二十五日 掲載頁 七十一頁(号外第一四三三号) (丁) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月十一日 掲載頁 六十二頁(号外第一二九号) (戊) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月二十五日 掲載頁 六十一頁(号外第一四三三号) (己) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月二日 掲載頁 一五二頁(号外第一五一号) 令和八年一月二十六日 福島県二本松市宮戸三〇番地 (甲) 二本松NOK株式会社 代表取締役 菅澤 祐一 福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字大山一〇番地の二五四 (乙) TSK株式会社 代表取締役 瀧戸 雅章 福島県田村郡三春町深作二〇番地の一 (丙) 三春工業株式会社 代表取締役 荒井清三郎 宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷四番一番地 (丁) NOK株式会社 代表取締役 鈴木 茂 福島県耶麻郡猪苗代町大字磐根字中曾根二四二二番地三七 (戊) 東北シール工業株式会社 代表取締役 河野 晃 宮城県遠田郡涌谷町小里字守五三番地の二 (己) NOKメタル株式会社 代表取締役 鈴木 知信

効力発生日は令和八年四月一日であり、三社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲は効力発生日をもって、商号をNOK北関東株式会社に変更いたします。また、会社法第785条第一項・第七七七条第一項に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日以前から効力発生日の前日までの間にその旨および株式買取請求に係る株式の数を申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月四日 掲載頁 三十五頁(号外第一五四号) (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月一日 掲載頁 七十頁(号外第一五〇号) (丙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月三十一日 掲載頁 一六五頁(号外第一七五号) 令和八年一月二十六日 茨城県北茨城市磯原町磯原一二二二一 (甲) 磯原ウレタン工業株式会社 代表取締役 河上 太 長野県北佐久郡立科町大字塩沢字新林一八八四番地一 (乙) イツシン工業株式会社 代表取締役 生川 秀樹 福島県本宮市白岩字理内一七八番地五 (丙) 神奈川精機株式会社 代表取締役 岩本 忠男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。 (乙) 計算書類の公告義務はありません。 令和八年一月二十六日 群馬県伊勢崎市太田町一〇五番地二一ロイヤルコート一〇四 (甲) 株式会社f e l t s e n s e 代表取締役 高橋 祐輔 群馬県佐波郡玉村町大字板井一〇六〇番地五 (乙) 有限会社介護ステーション 代表取締役 高橋 祐輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己及び庚の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己及び庚は解散することになりましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年一月十五日 掲載頁 一五頁(号外第八号) (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年一月十五日 掲載頁 一五頁(号外第八号) (丙) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年一月十五日 掲載頁 一六頁(号外第八号) (丁) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年一月十五日 掲載頁 一六頁(号外第八号) (戊) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年一月十五日 掲載頁 一七頁(号外第八号) (己) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年一月十五日 掲載頁 一七頁(号外第八号) (庚) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年一月十五日 掲載頁 一七頁(号外第八号) 令和八年一月二十六日 埼玉県川越市大字下赤坂七三六番地二 (甲) 株式会社新和製作所 代表取締役 山崎 康成 埼玉県川越市大字下赤坂七三六番地二 (乙) ムサンパッケージ株式会社 代表取締役 山崎 康成 埼玉県ふじみ野市亀久保一六六番地 (丙) 株式会社関東東合紙 代表取締役 山崎 康成 埼玉県ふじみ野市亀久保一六六番地 (丁) 株式会社平成紙工 代表取締役 山崎 康成 埼玉県川越市下赤坂七三六番地二 (戊) 株式会社シヅワ製版印刷 代表取締役 山崎 康成 埼玉県川越市下赤坂七三六番地二 (己) 杉並紙業株式会社 代表取締役 山崎 康成 埼玉県川越市下赤坂七三六番地二 (庚) 株式会社フォレストコーポレー 代表取締役 山崎 康成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月四日 掲載頁 五十七頁(号外第一五四号)
(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月三日 掲載頁 三十七頁(号外第一五二号)
令和八年一月二十六日
東京都品川区上大崎四丁目五番三七号
(甲) 古河電池販売株式会社
代表取締役 酒井 俊明
新潟県新潟市中央区山二ツ一丁目二番一〇号
(乙) 新潟古河パツテリ株式会社
代表取締役 平澤 令晴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年十二月一日 掲載頁 五十八頁(号外第二六三号)
令和八年一月二十六日
東京都港区赤坂一丁目八番一号
(甲) ベリタステクノロジーズ合同会社
代表社員 コヒシテイ・ネザールン
ズ・ビーヴイー
職務執行者 ステファニー・チェン
東京都港区赤坂一丁目八番一号
(乙) Cohesity Japan 株式会社
代表取締役 テオン・アーサー・ポールズ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) <http://www.asa-epn.jp/ir/00001576/474/>
令和八年一月二十六日
東京都千代田区大手町一丁目九番二号
(甲) MSD企業投資C号株式会社
代表取締役 廣岡 諒介
山口県下関市大字石原一八八番地一六
(乙) 株式会社山口情報処理サービステンター 代表取締役 中島 弘貴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲・乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年一月六日 掲載頁 二十八頁(号外第二二二号)
令和八年一月二十六日
東京都港区芝浦一丁目三番三三号
(甲) 株式会社ソルコム
代表取締役 清水 達雄
東京都港区芝浦一丁目三番三三号
(乙) ソルコムホールディングス株式会社
代表取締役 大熊 弘明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十月二十一日 掲載頁 七十二頁(号外第二三四号)
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
令和八年一月二十六日
東京都港区虎ノ門五丁目一番四号
(甲) ビー・エックス・ジェイ・イー・ツイーホールディング株式会社
代表取締役 坂本 篤彦
東京都港区六本木六丁目一〇番一〇号
(乙) テクノプロ・ホールディングス株式会社
代表取締役 嶋岡 学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年一月二十六日
東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル二階
(甲) 合同会社大和都市開発AA
代表社員 木村 章展
東京都中央区日本橋兜町一七番一号本橋口イナルプラザ七〇六号
(乙) 合同会社八葉都市開発
代表社員 木村 章展

合併公告

左記会社は合併して甲は乙丙丁の権利義務全部を承継して存続し乙丙丁は解散することいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月二十二日 掲載頁 一七七頁(号外第一六七号)
(丙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月二十二日 掲載頁 一八一頁(号外第一六七号)
(丁) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月二十二日 掲載頁 一八一頁(号外第一六七号)
令和八年一月二十六日
東京都墨田区押上一丁目一番二二二号
(甲) 東武鉄道株式会社
代表取締役 都筑 豊
埼玉県久喜市北広島一三三三番地三
(乙) 東武インテック株式会社
代表取締役 吉野 利哉
東京都墨田区押上三丁目一八番一二号
(丙) 東武エンジニアリング株式会社
代表取締役 古田 尚
東京都墨田区押上三丁目一八番一二号
(丁) 東武ステーションサービス株式会社
代表取締役 高月 京子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲・乙) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年一月十六日 掲載頁 三十二頁
令和八年一月二十六日
東京都港区虎ノ門一丁目三番一号
(甲) 株式会社GJ2
代表取締役 諸江 佳樹
東京都葛飾区立石二丁目一一番六号
(乙) 株式会社千代の一
代表取締役 加藤 智治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年一月十九日 掲載頁 二十九頁(号外第十一号)
(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年一月十九日 掲載頁 三十頁(号外第十一号)
令和八年一月二十六日
東京都千代田区内神田一丁目一八番一号
(甲) 株式会社マネット
代表取締役 松永 裕之
東京都目黒区南二丁目一四番一四号
(乙) 株式会社セーフテック
代表取締役 松永 裕之

合併公告

株主及び債権者各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲は効力発生日をもって、商号を NOK 静岡株式会社に変更いたします。

また、会社法第七八五条第一項・第七九七条第一項に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間にその旨および株式買取請求に係る株式の数を申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://kikugawa-seal.com/>

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月三十日

掲載頁 一〇九頁(号外第一七四号)

令和八年一月二十六日

静岡県菊川市加茂一二五七番地

(甲) 菊川シール工業株式会社

代表取締役 原 顕司

静岡県牧之原市地頭方五九四番地一

(乙) 株式会社エム・ワイ・ケー

代表取締役 猿渡 考

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月一日

掲載頁 六十一頁(号外第二六三三号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月一日

掲載頁 五十九頁(号外第二六三三号)

令和八年一月二十六日

静岡県富士市依田橋二六〇番地の一

(甲) 山一運輸倉庫株式会社

代表取締役 圓谷 正文

静岡県富士市大野新田二四四番地の一

(乙) 愛鷹自動車工業株式会社

代表取締役 圓谷 正文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し、乙および丙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.fatih.co.jp/ir/koukoku/>

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月八日

掲載頁 六十頁(号外第四号)

(丙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十四日

掲載頁 九十五頁(号外第七号)

令和八年一月二十六日

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町五六

六一一井門明治安田生命ビル

(甲) 株式会社フェイス

代表取締役 佐藤 俊介

(乙) 株式会社フェイスフューチャー

フアンド

代表取締役 寺井千佳代(鈴木千佳代)

東京都港区南青山六丁目一〇番一〇号

(丙) 株式会社フェイス・プロパティ

代表取締役 中西 正人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月二十四日

掲載頁 五十一頁(号外第一四一号)

(乙) 清算株式会社です。

令和八年一月二十六日

大阪府吹田市芳野町一八番二三号

(甲) 昭和化工株式会社

代表取締役 小椋浩之介

大阪府東大阪市稲田新町三丁目四番一〇号

(乙) 村上給食株式会社

代表清算人 小椋浩之介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年六月三十日

掲載頁 十三頁

令和八年一月二十六日

兵庫県西宮市西宮浜三丁目二九番

(甲) 株式会社レックス

代表取締役 加藤 信幸

東京都港区浜松町二丁目四番一〇号

(乙) 合同会社ビーエス

代表社員 一般社団法人イーエス

職務執行者 丸山 大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十七日

掲載頁 一一七頁(号外第一四六号)

令和八年一月二十六日

兵庫県加古郡播磨町新島八番地

(甲) 川重ファシリテック株式会社

代表取締役 服部 正雄

神戸市長田区川西通二丁目四番地

(乙) 川崎エンジニアリング株式会社

代表取締役 中野 隆志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月一日

掲載頁 六十二頁(号外第二六三三号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十六日

奈良県天理市上総町三〇〇番地三

(甲) 丸嶋運送株式会社

代表取締役 岡田 浩

奈良県天理市上総町三〇〇番地三

(乙) 有限会社マルシマサービス

代表取締役 岡田 浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年一月十四日

掲載頁 七頁

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年一月十四日

掲載頁 七頁

令和八年一月二十六日

山口県光市島田二丁目二三番一〇号

(甲) 株式会社フアノス

代表取締役 河野正太郎

(乙) 未延建設株式会社

代表取締役 河野正太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 毎日新聞

掲載の日付 令和八年一月十三日

掲載頁 十七頁

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十六日

香川県高松市国分寺町新名七二番地三

(甲) 株式会社タニモト

代表取締役 橋本 英治

(乙) 有限会社壽屋高松

代表取締役 橋本 英治

香川県高松市一宮町二五九番地二

(甲) 株式会社タニモト

代表取締役 橋本 英治

(乙) 有限会社壽屋高松

代表取締役 橋本 英治

合併公告

株主及び債権者各位
左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁、戊、及び己は解散することにしたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、六社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十一日に終了しております。なお、甲は効力発生日をもって、商号をNOK九州株式会社に変更いたします。また、会社法第七八五条第一項・第七九七条第一項に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間にその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月二十九日

掲載頁 七十一頁(号外第一七二号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十三日

掲載頁 九十六頁(号外第一三二号)

(丙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月三日

掲載頁 四十頁(号外第一五二号)

(丁) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月七日

掲載頁 八十七頁(号外第一五五号)

(己) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月二十日

掲載頁 九十八頁(号外第一三八号)

佐賀県嬉野市塩田町大字久間丙四六四番地二

(甲) 佐賀NOK株式会社

代表取締役 中山 浩孝

(乙) 熊本NOK株式会社

代表取締役 藤原 義博

熊本県阿蘇市一の宮町坂梨二四四九番地の一

(甲) 熊本NOK株式会社

代表取締役 藤原 義博

(乙) 阿蘇NOK株式会社

代表取締役 新原 隆宏

大分県玖珠郡九重町大字栗野五九番地の一

(丁) 玖珠NOK株式会社

代表取締役 岩下 光博

宮崎県日南市北郷町郷之原乙三六七一番地一

(戊) 日南NOK株式会社

代表取締役 平川 勇一

福岡県嘉麻市大隈町一六五一番地

(己) NOKエラストマー株式会社

代表取締役 小宮 英治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにしたしました。効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月十三日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年二月二十六日までにお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十七日

掲載頁 六十五頁(号外第一四六号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十七日

掲載頁 六十五頁(号外第一四六号)

沖縄県那覇市久茂地一丁目一番一

(甲) 株式会社リウボウインダストリー

代表取締役 親川 純

沖縄県那覇市久茂地一丁目一番一

(乙) 株式会社流通アシスト

代表取締役 親川 純

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社間瀬コンサルタント(乙)、東京都世田谷区喜多見九丁目四番七号)の不動産管理事業に関する権利義務を承継することにしたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十一月二十五日

掲載頁 七十五頁(号外第二五七号)

令和八年一月二十六日

東京都狛江市岩戸北三丁目一六番一五号

株式会社MCKホールディングス

代表取締役 間瀬 友裕

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のJ.E.T販売に係る事業、空調設備洗浄及び定期点検に係る事業並びに電気工事事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることになりました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年六月二十五日

掲載頁 十八頁

令和八年一月二十六日

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目一三番六号

(甲) 株式会社エコテックソリューション

代表取締役 三富 俊和

(乙) エコテックソリューション株式会社

代表取締役 三富 俊和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙がデータ分析コンサルティング業(ただし、債権管理回収業務は含まれないものとする)に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることになりました。この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月二十八日

掲載頁 一五一頁(号外第一一七号)

令和八年一月二十六日

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地

(甲) イオンフィナンシャルサービス株式会社

代表取締役 深山 友晴

(乙) エー・シー・エス債権管理回収株式会社

代表取締役 松山 正弘

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目三番地

(乙) エー・シー・エス債権管理回収株式

会社 代表取締役 松山 正弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のUQ WiM AXのM V N E事業及びUQ mobileの代理店事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月四日
掲載頁 六十六頁(号外第一七七号)
令和八年一月二十六日

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号
(甲) 株式会社ネットワークコンサルティンク
代表取締役 渡邊 裕樹
東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号
(乙) 株式会社シンク
代表取締役 三木田のどか

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設業界向け人材紹介サービス及び人材派遣サービスの提供その他の建設業界向け人材サービス業以外の一切の事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月二十六日
大阪市北区太融寺町五番一五号梅田イーストビル二階・三階

(甲) 株式会社トライトキャリア
代表取締役 齋藤 玄太
大阪市北区曾根崎二丁目一二番七号
(乙) 株式会社トライト
代表取締役 錦織 騎正

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の経営管理事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十二月九日
掲載頁 九十三頁(号外第二六九号)
(乙) 確定した最終事業年度はありません。
令和八年一月二十六日

香川県丸亀市天満町二丁目一番一〇号
(甲) 株式会社ウチタホールディングス
代表取締役 内田 浩二
香川県丸亀市垂水町三〇〇一番地の二
(乙) 株式会社エコ・プロ
代表取締役 内田 浩二

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社萬藤(東京都台東区西浅草一丁目四番二号)に対して当社の食品卸売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。なお、当社は令和八年三月二日付で株式会社柏桜へ商号変更する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月十四日
掲載頁 九十五頁(号外第七号)
令和八年一月二十六日
東京都台東区西浅草一丁目四番二号
株式会社萬藤
代表取締役 部 浩之

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年一月二十六日
札幌市中央区北六条西十八丁目五番地七
合同会社ブロードヒル
代表社員 廣岡 裕子

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
埼玉県所沢市大字北秋津四一〇番地の二
合同会社リベラキャリア
代表社員 尾形比呂和

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
東京都中央区銀座二丁目二番四号N&E BLD. 七階
合同会社MIYA
代表社員 宮 利之

組織変更公告
当組合は、株式会社組織変更することいたしました。
効力発生日は令和八年三月一日であり、組織変更後の商号は株式会社丸勤食販とします。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
東京都足立区千住橋戸町五〇番地
丸勤食販企業組合
代表理事 岩崎 一久

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。
効力発生日は令和八年三月五日であり、組織変更後の商号は、株式会社エーワンコネクとします。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
東京都台東区千束二丁目八番四号
合同会社アレックス
代表社員 澤 知樹

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
東京都渋谷区南平台二一六南平台ヒルス三〇一
GOOD SPACE合同会社
代表社員 木村 玄象

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
東京都板橋区舟渡一五一一七エステル
浮間公園一階
合同会社Art&arts
代表社員 山崎聡一郎

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。
効力発生日は令和八年四月二十五日であり、組織変更後の商号はArt&artsとします。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
東京都板橋区幡ヶ谷三丁目三九番一〇号渋谷ウエストビル一階
合同会社minival
代表社員 庄司 輝拓

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
愛知県一宮市大宮一丁目八番一五号
合同会社TY&H
代表社員 則武 博子

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
東京都新宿区北新宿三丁目一〇番一〇号四〇九
合同会社THANH DO
代表社員 南 彩

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
合同会社Life Vision Design
代表社員 人見 幸男

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
合同会社Life Vision Design
代表社員 人見 幸男

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
合同会社Life Vision Design
代表社員 人見 幸男

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を百万円減少することにいたしました。

また、今回の退社に伴う持分払戻額三十六億六千九百十萬円のうち、会社法第六三五条に定める剰余金額を超える額は二十億四百二十七万八千九百九円となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
東京都港区海岸一丁目五番二〇号
代表社員 栃木市貝太陽光発電合同会社 職務執行者 伊藤 英臣

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を百万円減少することにいたしました。

また、今回の退社に伴う持分払戻額十九億三千三百九十八万四千円のうち、会社法第六三五条に定める剰余金額を超える額は五億二千七百七十三万一千七百四十円となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
東京都港区海岸一丁目五番二〇号
代表社員 山口由宇太陽光発電合同会社 職務執行者 伊藤 英臣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二日
掲載頁 一三六頁(号外第一五一号)
令和八年一月二十六日
東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一〇号
日本テクトシステムズ株式会社
代表取締役 生田目知之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千四百九十九万九千九百十三円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十日
掲載頁 六十一頁(号外第一二七号)
令和八年一月二十六日
名古屋市中区栄三丁目七番一三号コスモ栄ビル七階
株式会社アラカン
代表取締役 田中 一栄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
愛知県愛知郡東郷町和合ヶ丘二丁目二二番地二〇
オプティスAY合同会社
代表社員 山田 晃

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十三日
掲載頁 一五七頁(号外第一三九号)
令和八年一月二十六日
兵庫県尼崎市潮江一丁目二番六号
アイチップス・テクノロジーズ株式会社
代表取締役 柳井 明弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千四百四十九万五千六百八十五円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年一月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年九月十一日
掲載頁 五十八頁(号外第二〇五号)

令和八年一月二十六日

兵庫県淡路市久留麻一九〇七番地
株式会社 P a s o n a R e s o r t
代表取締役 大日向由香里

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千八百八万七千六百二十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月十九日
掲載頁 二十六頁(号外第十一号)
令和八年一月二十六日
福岡市博多区中洲五丁目三番八号
F. M E D 株式会社
代表取締役 下村 景太

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年一月八日開催の臨時株主総会において、資本金の額を二千万円から一千二百万円減少し八百万円とすることを決議いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日
長崎県佐世保市大塔町一九七七番地一
有限会社野中建設
取締役 野中 和彦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十三億一千四百四十八万八千三百九十九円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和八年一月二十六日
東京都中央区銀座六丁目一〇番一号 G I N Z A S I X 一〇階
株式会社ブレイド
代表取締役 倉橋 健太

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月一日を効力発生日とする丸中鍛工株式会社との株式交換(以下「本株式交換」)により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年十一月十三日
掲載頁 九十頁(号外第二五〇号)
令和八年一月二十六日
愛知県安城市桜町一二番二四号
株式会社まるなか
代表取締役 磯貝 廣治

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億三千三百三十六万七千七百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 愛知県清須市において発行する毎日新聞
掲載の日付 令和七年十二月二十六日
掲載頁 二十九頁
令和八年一月二十六日
愛知県清須市西枇杷島町古城一丁目一七番地七
チハラ精機株式会社
代表取締役 鈴木 章

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十四億三千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十五日
掲載頁 一二八頁(号外第一四三三号)
令和八年一月二十六日
岡山県倉敷市連島町鶴新田二六七〇番地
リンテックス株式会社
代表取締役 小松 健

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十八日午前零時を効力発生日とする株式会社エコー・プロの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和七年十二月九日
掲載頁 九十三頁(号外第二六九号)
令和八年一月二十六日

香川県丸亀市天満町二丁目一番一
株式会社ウチダホールディングス
代表取締役 内田 浩二

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億一千五百六十六万八千五百四十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和七年六月二十六日
掲載頁 一五六頁(号外第一四四号)
令和八年一月二十六日

福岡市博多区堅粕二丁目二番二
JR九州バス株式会社
代表取締役 野田 和成

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を一億六千六百四十九万八千八百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和七年七月二十九日
掲載頁 二頁
令和八年一月二十六日

群馬県高崎市飯塚町一七三三番地の一
株式会社OSAJI
代表取締役 茂田 正和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一六七万五千四百六十七円、資本準備金の額を一億八六五万三千六百七十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和七年十二月二十六日
掲載頁 六十二頁(号外第二八六号)
令和八年一月二十六日

千葉県柏市東上町二二八第一水戸屋ビル
株式会社Helite
代表取締役 後藤 学

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九十九万九千九百九十九円、資本準備金の額を二千九十九万九千九百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和七年十月二十四日
掲載頁 一一八頁(号外第二三七号)
令和八年一月二十六日

東京都目黒区三田一丁目四番三三〇五号
蟹江アセットマネジメント株式会社
代表取締役 蟹江 睦久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千六百万円、資本準備金の額を二億六百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。

官報

掲載の日付 令和八年一月二十六日
掲載頁 一頁
東京都千代田区神田神保町二丁目三八番一
号 MKホールディングス株式会社
代表取締役 矢作 真美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千四百九十九万六千二百五十円、資本準備金の額を一億七千四百九十九万六千二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和七年七月三十日
掲載頁 一一〇頁(号外第一七四号)
令和八年一月二十六日

東京都港区三田三丁目五番二七号
株式会社トレードワルツ
代表取締役 佐藤 高廣

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九億四千九百万円、資本準備金の額を金九億八千五百五十万円の減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和七年十二月二十二日
掲載頁 九十三頁(号外第二七九号)
令和八年一月二十六日

東京都港区三田二丁目二番一八号
平和産業株式会社
代表取締役 八尾 泰弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千八百五十四万八千九百九十九円、資本準備金の額を二億六千五百三十三万七千五百三十三円減少し、それぞれ九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.hr-s.co.jp/koukoku/>
令和八年一月二十六日

東京都中央区日本橋三丁目一〇番五号オン
ワードパークビルディング一〇階
HRソリューションズ株式会社
代表取締役 武井 繁

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千七百一十一万、資本準備金の額を三億二千七百一十一万減少し、それぞれ五千円、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和八年一月十六日
掲載頁 三十二頁
令和八年一月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目三番一
株式会社GJ2
代表取締役 諸江 佳樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和八年一月二十六日
掲載頁 二頁
令和八年一月二十六日

岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯一三八番地
株式会社奥飛騨平湯ホテルマネジメント
代表取締役 的場 健生

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年三月三十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年一月二十六日
大阪市西区江戸堀一丁目九番一四号
システムギア株式会社
代表取締役 岸上 新弥

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十六日
東京都青梅市今井三丁目四番地二〇
株式会社指田製作所
代表取締役 内山 英男

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社Jステップホールディングスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十六日
東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階
株式会社JSTG
代表取締役 湯本 達也

合併につき株券等提出公告

当社は、古河電池販売株式会社と合併して解散することになりましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十六日
新潟県新潟市中央区山二ツ一丁目二番一〇号
新潟古河バッテリー株式会社
代表取締役 平澤 令晴

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
当社の全ての日本における代表者である田村洋一が退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年一月二十六日
東京都中野区大和町三丁目四一八番一八号
メタノイア・リミテッド
日本における代表者 田村 洋一

限定承認公告

本籍大阪府大阪市東住吉区田辺三丁目一三三番地、最後の住所大阪府大阪市都島区内代町一丁目六番三五号ブチハイム柏原
被相続人 亡 辻井 勝利
右被相続人は令和八年十一月二十五日死亡し、その相続人は令和八年十一月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日
東京都台東区浅草二丁目二六番五号
限定承認者 伊藤 浩貴

限定承認公告

本籍千葉県千葉市若葉区桜木北三丁目六五一番地、最後の住所神奈川県相模原市相模原三丁目三四番一〇号 被相続人 亡 森田 章彦
右被相続人は令和七年八月二十九日死亡し、その相続人は令和八年一月八日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日
神奈川県座間市相武台三丁目三四番一〇号
相続財産清算人 森田 彰

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所大阪府茨木市庄二丁目四番一三号川上ハイソ二〇五号
被相続人 亡 高御堂順子 金 順子
右被相続人は令和八年十二月十五日死亡し、その相続人は令和八年一月二十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十六日
大阪府茨木市西河原二丁目一一番一〇号
ネット吉田二〇二号
相続財産清算人 道端 博美
優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、発行済優先出資十三万七千二百六十口のうち七千七百九十四口を消却することにしたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年二月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十六日
東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号A〇
J税理士法人内
Dragon3特定目的会社
取締役 出澤 貴人

債権申出の公告(第二回)

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日
埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社
確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告(第二回)

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日
埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社
確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告(第二回)

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日
埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
FSVAP Japan株式会社
確定給付企業年金清算人 中島 英之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千五百三十六万円減少し、九千七百六十七万円とすることいたしました。効力発生日は令和八年二月二十三日に終了しております。この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年一月十六日付官報の号外第九号八十七頁に掲載されています。
令和八年一月二十六日
東京都千代田区飯田橋四丁目七番一〇号
税理士法人内 厚木森の里特定目的会社
取締役 中津 正憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十一億二千二百万円減少することいたしました。
この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<http://www.web-kokoku.jp/1441714417.html>
令和八年一月二十六日
東京都港区虎ノ門五丁目一番四号
ジー・エイ・ワン・レジデンス・シックス特定目的会社 取締役 福永 隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億一千万円減少することいたしました。
この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表は令和七年八月二十六日の官報号外第九十二号五十二頁掲載のとおりです。
令和八年一月二十六日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
YF JRE B特定目的会社
取締役 鄭 武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億七千万円減少することいたしました。
この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年六月十三日付官報の号外第一三一号一八頁に掲載されています。
令和八年一月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一〇号
山王プロパティ特定目的会社
取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億八千九百七十七万円減少することいたしました。
この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年十月八日
掲載頁 五十九頁(号外第二二五号)
令和八年一月二十六日
東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号A〇
J税理士法人内
Dragon3特定目的会社
取締役 出澤 貴人

正 誤

ページ 行 誤 正
令和七年十一月二十七日関東地方整備局告示第百三十九号(都市計画に関する件)
(原稿誤り)
四上 一五 立川都市計画道 立川都市計画道路事業